

東川町新まちづくり計画2024

計画期間：令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

令和6年3月

写真文化首都「写真の町」

東川町

目次

| | |
|--|-----------|
| I 序論 | 2 |
| 1 策定の背景 | 3 |
| 2 東川町の概況 | 4 |
| (1) 位置・地勢 | 4 |
| (2) 沿革 | 4 |
| (3) 人口・世帯 | 5 |
| 3 東川町のまちづくりの現況 | 6 |
| (1) 人づくり | 6 |
| (2) 人にやさしい暮らしづくり | 11 |
| (3) 活力ある経済循環づくり | 12 |
| (4) 人と自然が共生する環境づくり | 15 |
| (5) コミュニティづくり | 17 |
| 4 東川町の特徴的な地域課題 | 21 |
| 5 策定趣旨及び目的 | 23 |
| 6 計画の位置づけ | 24 |
| 7 計画期間 | 24 |
| II 基本計画(目指すべき姿と基本的な目標) | 25 |
| 1 目指すべき姿 | 26 |
| 2 基本的な目標と施策の方向 | 28 |
| 基本目標1 人づくり 人を育む文化と学びによるまちづくり | 28 |
| 基本目標2 人にやさしい暮らしづくり ^{しあわせ} 幸福を実感できるまちづくり | 32 |
| 基本目標3 活力ある経済循環づくり 多様なつながりによる価値共創が生まれるまちづくり | 35 |
| 基本目標4 人と自然が共生する環境づくり 美しく住みよいまちづくり | 38 |
| 基本目標5 コミュニティづくり 対話と参加で共に歩む適疎なまちづくり | 41 |
| III 計画の進捗管理 | 44 |
| 資料編 | 46 |

I 序論

I 序論

I 策定の背景



東川町町民憲章

私たちは大雪山ろくの清流が美田につづく東川の町民であることに誇りをもち、この憲章をかかげて住みよい郷土をつくることに責任を感じ、共にその実行につとめましょう。

- 1、私たちは、心を見がき、からだをきたえましょう。
- 2、私たちは、互いにおつみあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 3、きまりを守り、明るい社会をつくりましょう。
- 4、元気で働き、豊かな郷土をきずきましょう。
- 5、自然を愛し、高い文化を育てましょう。

— 昭和39年8月22日制定

東川町はこれまで、先人が築き上げてきた郷土を受け継ぎ発展させるため、地域の特性と貴重な資源を活かし、昭和60(1985)年に「写真の町」を宣言し、写真文化を通じたまちづくりを進めてきました。平成26(2014)年には、「写真の町」宣言30年を迎え、「写真文化首都」を宣言し、写真のみならず多様な文化と人の交流による地域の活性化という新たな取り組みにより、独自のまちづくりを進めています。

令和2(2020)年には「共に」宣言により、多様な価値観を認め合い対等な関係を築きながら生きていく「共生・共和・共栄のまちづくり」に取り組んでおります。さらに、令和4(2022)年には「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」を行い、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとともに、顔が見え、挨拶を交わし、会話が弾む、自分らしく生きるための仲間・時間・空間がある「適疎な町」づくりを進めていくことを宣言しました。

表:本町のまちづくりにかかわる宣言

| 宣言日 | 概要 |
|------------------|-------------------|
| 昭和60(1985)年6月1日 | 写真の町宣言 |
| 平成26(2014)年3月6日 | 写真文化首都宣言 |
| 令和2(2020)年12月10日 | 「共に」宣言 |
| 令和4(2022)年6月20日 | ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言 |

東川町の人口は、昭和30(1955)年をピークに減少に転じましたが、平成26(2014)年には「プライムタウンづくり計画21-II」(平成25年度~平成29年度)における目標人口であった8,000人を回復しました。これは、写真の町の取り組みを中心に、東川町の特性を活かした魅力あるまちづくりを、町民と行政が一体となり、取り組んできた成果であると言えます。

上記の経緯を踏まえ、これまでのまちづくりの成果と課題を改めて認識し、先人が築いた礎を大切にしながらも未来に向けて持続可能な発展を図るため、今後5カ年間の計画を「東川町新まちづくり計画2024」として策定するものです。

I 序論

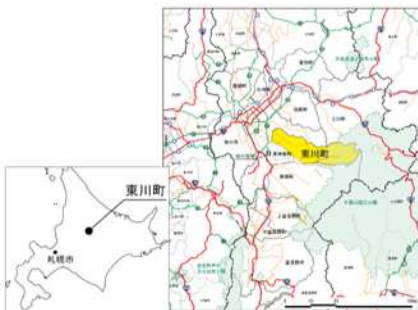
2 東川町の概況

1 位置・地勢

東川町は、北海道のほぼ中央に位置し、中核都市である旭川市と隣接しています。その中心部から13km(車で約20分)、旭川空港からは8km(車で約10分)の距離にあります。

北海道の中央部、上川地方に位置するため、四季の移り変わりがはっきりしており、特に旭岳温泉や天人峡温泉では、新緑の森林、愛らしい高山植物の花、色鮮やかな紅葉、パウダースノーのふわふわした一面の雪景色等、四季折々で最上の景色が作り出されています。

また、東西が36.1km、南北が8.2kmという東西に長い町域の東部には日本最大の自然公園「大雪山国立公園」の一部区域が所在し、町の面積(247.06km²)の半分近く(約102.55km²)を占めています。さらに、北海道の最高峰である大雪山連峰旭岳(2,291m)も町域に所在しており、美しい自然景観と豊富な森林資源は高く評価されています。



1-1 東川町の位置図



1-2 天人峡の風景



1-3 大雪山連峰

2 沿革

東川町の沿革は、明治27(1894)年北海道庁により旭川村字忠別原野が殖民地として区画設定されたことを発端に、明治30(1897)年に旭川村からの分轄、明治42(1909)年の分村独立、そして、昭和34(1959)年の町制施行を経て東川町となりました。

1-4 東川町の沿革

| 年度 | 概要 |
|-------------|-------------------------------|
| 明治27(1894)年 | 旭川村字忠別原野が北海道庁によって殖民地の区画設定がされる |
| 明治30(1897)年 | 旭川村から分轄されて東川村と称す |
| 明治32(1899)年 | 旭川村からの分離により東旭川村に戸長役場を設置する |
| 明治42(1909)年 | 東川村として分村独立する |
| 昭和34(1959)年 | 町制施行により東川町となる |

1-1 東川町「第3期 東川町住生活基本計画」

(<https://higashikawa-town.jp/storage/files/files/02-01-031zyuuseikatu%281%29.pdf>) (令和5(2023)年11月24日閲覧)

1-2 1-3 東川町資料

1-4 東川町「プライムタウンづくり計画 21-III」

(<https://higashikawa-town.jp/storage/files/files/primetown.pdf>) (令和5(2023)年11月24日閲覧)

I 序論

東川町は、忠別川の豊富な水と肥沃な土地や恵まれた自然環境の中で、多くの困難や試練を経て、農業を基幹産業として発展してきました。昭和29(1954)年に発刊された「東川村史」ではこうした歴史とともに、「文化農村東川」という記述があるように、東川が「文化」を重んじる地域であったことがうかがわれます。

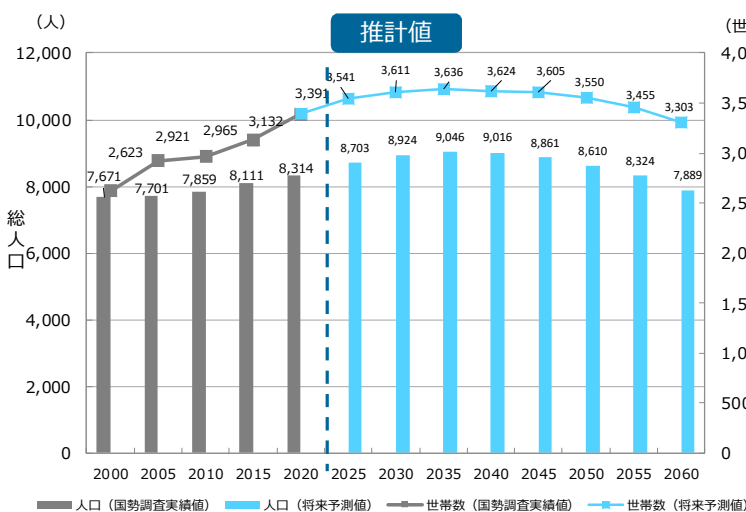
遠く故郷を離れ、北海道開拓の大志を抱いて朔北の地に入地し、原始未開の地に開拓の斧を振り、血と汗の結晶によつて大雪山麓に今日の如き美田良園を開き、文化農村東川を建設した父祖の努力ほど貴いものはない。我々はひとしく郷土の歴史を尋ねて父祖の偉業を讃えると共に、これを子々孫々に伝えて将来の指針としなければならない。

I-5 東川村史(抜粋)

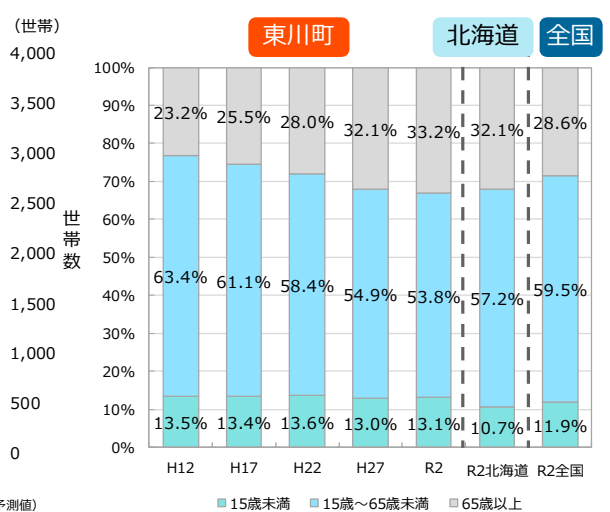
3 人口・世帯

東川町では、高度経済成長期であった昭和29(1954)年から昭和48(1973)年まで、札幌市や首都圏等への人口流出が続き、人口が大きく減少しました。その後も緩やかな減少が続きましたが、平成7(1995)年から民間事業者等による宅地造成が行われ、人口が増加に転じました。平成15(2003)年から、町では定住促進に繋げる様々な施策を実施した結果、微増を維持しており、令和2(2020)年10月末における国勢調査では8,314人となっています。人口が増加した要因の一つに、平成21(2009)年から開始した日本語・日本文化研修事業と旭川福祉専門学校日本語学科の開設、町立東川日本語学校開校による外国人留学生の受け入れもあげられます。

東川町独自の人口推計では、町の人口は2035年以降減少し、2060年時点で2010年と同程度になるとされています。年少人口は、子育て世帯の転入増により維持できています。ただし、出生数が減少傾向にあるため、老年人口の増加と相まって、1990年代より自然減が続いていることから、出生率の向上が課題となっています。生産年齢人口は、子育て世代の転入が増加しているにも関わらず、一貫して減少を続け、平均寿命の延び等に伴う老年人口の増加により、高齢化が進行しています。



I-6 人口・世帯数の推移



I-7 年齢区分別人口割合

I-5 東川町村史編集委員会(昭和29(1954)年)「東川村史」東川町村史編集委員会より引用

I-6 I-7 総務省「国勢調査」および東川町資料

I 序論

3 東川町のまちづくりの現状

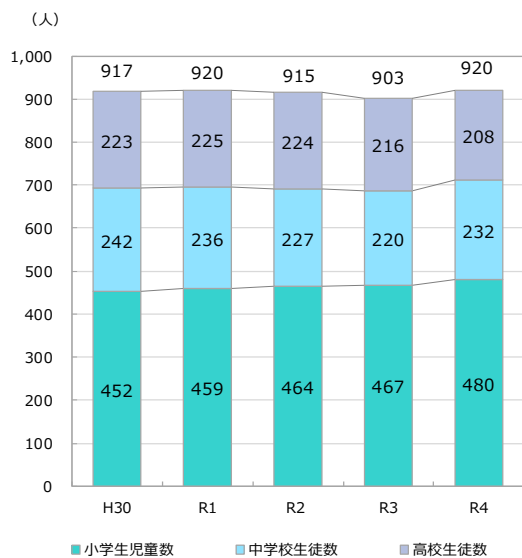
1 人づくり【教育と学び・写真の町・文化・国際共育】

教育

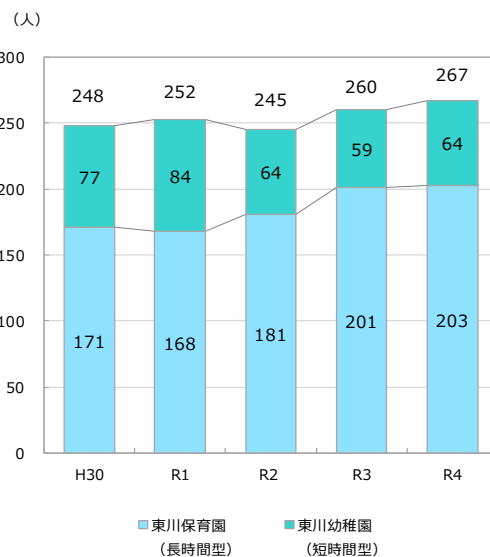
東川町には計14校の教育機関があります。この数年、小中高児童・生徒数は一定の水準を維持する一方で、幼児センター園児数については増加傾向にあります。

1-8 町内の教育機関等一覧

| | | | |
|------------|--|------|--|
| 幼稚園 保育園 | <ul style="list-style-type: none"> 東川町幼児センター 東川こまくさ保育園 キトウシこどもの森キトキト こころむすび保育園 | 高等学校 | 北海道東川高等学校 |
| 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> 東川町立東川小学校 東川町立東川第一小学校 東川町立東川第二小学校 東川町立東川第三小学校 | 専門学校 | <ul style="list-style-type: none"> 東川町立東川日本語学校 学校法人北工学園 旭川福祉専門学校 |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> 東川町立東川中学校 | 養護学校 | 北海道東川養護学校 |
| | | 公設塾 | 学び舎ひがしかわ |



1-9 小中高児童・生徒数



1-10 東川町幼児センター園児数

平成26(2014)年3月に完成した東川小学校は、町の中央部を校区とする小学校であり、平屋建てのオープン教室、廊下270m、学校敷地4ヘクタール、公園16ヘクタール(人工芝サッカー場・天然芝軟式野球場・多目的芝生広場・1ヘクタールの体験水田・体験農園・果樹園)で構成されています。学童保育機能を持つ地域交流センターも隣接、敷地内には安田侃氏の彫刻作品が設置されるなど、子どもたちの可能性を広げるエリアとなっています。



1-11 東川小学校

I 序論

東川町では、独自に開発した新教科「globe」を幼・小・中（高校協力）で連携しながら推進していることに加え、児童・生徒が育てた食材の給食への利用、豊富な子供向けプログラム等、特色ある教育プログラムを提供しています。

独自の教科グローブ「Globe」

東川町にグローバル人材が豊富なことを利用し、人間尊重の精神を基調とする国際感覚を養い、国際社会に通用するコミュニケーション能力の育成をコンセプトとした新教科。

文科省の教育課程特例校の指定を受けて、幼・小・中（高校協力）で連携しながら推進しています。

児童・生徒が育てた食材を給食に利用

東川小学校に併設されている「ゆめ公園」には体験農園（田んぼ・畑）があり、この施設を活用して、児童生徒が授業の一環としてお米や野菜を育て、それを収穫して給食に利用しています。

また、これ以外にも年に数回「世界の給食」を提供する日を設けています。

豊富な「子ども向けプログラム」

東川町内の子ども（特に小学生年代）向けの遊びや運動を楽しむプログラムやイベントが豊富です。「学童保育」のほか、「放課後見守りサービス」「ふあんすぼ・ちびすぼ」「放課後子ども教室」「わくわくプレイス」「昔遊び・イースター・水育」など、多数のプログラムが組みられています。



1-12 東川町の特色ある教育プログラム

学び

令和4(2022)年、“教育”を通して社会で「生きる力」を養い、“学び”を通して「一人一人が求める成長」を支援することで、学齢期のみならず、町にかかわる人々が生涯にわたって互いに学びあえる場を創出することを目指し、「ひがしかわ人づくりビジョン」を策定しました。本ビジョンに基づき、教育の内製化、学び機会の提供、継続的な関わり合い、Well-beingな仕事環境整備などの4つのプロジェクトを推進しています。

幼稚園
小学校
中学校
高校/専門
大学
社会人



1-13 教育と学びのイメージ

子育て支援

東川町では、地域子育て支援センターを中心に、妊婦から就学前の乳幼児とその家族に対して、育児の不安や悩みに応える子育て相談、親同士の交流で安心して楽しい育児が出来る教室など、事業を積極的に実施しています。また、東川町で生まれてくる子ども達に、町内の工房で手作りされた椅子を贈る「君の椅子」プロジェクトを続けるなど、町に生まれてきた一人ひとりの子どもを大切に様々な施策に取り組んでいます。



1-14 遊びの広場

I 序論

写真の町

写真の町宣言

「自然」と「人」、「人」と「文化」、「人」と「人」それぞれの出会いの中に感動が生まれます。

そのとき、それぞれの迫間に風のようにカメラがあるなら、人は、その出会いを永遠に手中にし、幾多の人々に感動を与え、分かちあうことができるのです。

そして、「出会い」と「写真」が結実するとき、人間を謳い、自然を讃える感動の物語がはじまり、誰もが、言葉を超越した詩人やコミュニケーションの名手に生まれかわるのです。

東川町に住むわたくしたちは、その素晴らしい感動をかたちづくるために四季折々に別世界を創造し植物や動物たちが息づく、雄大な自然環境と、風光明媚な景観を未来永劫に保ち、先人たちから受け継ぎ、共に培った、美しい風土と、豊かな心をさらに育み、この恵まれた大地に、世界の人々に開かれた町、心のこもった“写真映りのよい”町の創造をめざします。

そして、今、ここに、世界に向け、東川町「写真の町」誕生を宣言します。

1985年6月1日 北海道上川郡東川町

写真文化首都宣言

1985年、私たちは「自然」と「人」、「人」と「文化」、「人」と「人」それぞれの出会いの中に感動が生まれる「写真の町」を宣言し、写真文化を通じて潤いと活力のある町づくりに取り組んできました。30年にわたる「写真文化」への貢献は私たち住民の大きな誇りになっています。

私たちは「写真文化」を通じて「この小さな町で世界中の写真に出逢えるように、この小さな町で世界中の人々と触れ合えるように、この小さな町で世界中の笑顔が溢れるように」願っています。

「おいしい水」、「うまい空気」、「豊かな大地」を自慢できる素晴らしい環境を誇りにする東川町が、30年にわたる「写真文化」の積み重ね、そして地域の力を踏まえ、開拓120年の今、私たちは未来に向かって均衡ある適疎な町づくりを目指し、「写す、残す、伝える」心を大切に写真文化の中心として、写真文化と世界の人々を繋ぐ役割を担うことを決意し、ここに「写真文化首都」を宣言します。

2014年3月

I-15 写真の町宣言

I-16 写真文化首都宣言

東川町は、昭和60(1985)年に「写真の町」を宣言。「東川町国際写真フェスティバル」、「写真甲子園」をはじめとするイベントを開催し、写真によるまちづくりに取り組んでいます。平成26(2014)年には、「写真の町」宣言30周年を迎えて「写真文化首都」宣言を行い、「高校生国際交流写真フェスティバル」等の新たな事象も進めています。

東川町国際写真フェスティバル

「写真の町」の1年間の取組と集大成と翌年の新たな出発のための祭典として、昭和60(1985)年から毎夏開催しています。東川賞授賞式を中心に、受賞作家作品展、新人写真家の登龍門ともいえる写真インディペンデンス展など、会期中は様々なイベントが行われます。



写真甲子園

全国の高校写真部等に、写真の創作を通じて、新しい活動の場と目標、出会いや交流の機会を提供する場として、平成6(1994)年から毎夏開催しています。3人1チームとなり、複数の写真で一つのメッセージを伝える組写真を創ります。



高校生国際交流写真フェスティバル

交流のある国や地域の高校生が東川町に集まり、写真を通じて国際交流を行うイベントです。



I-17 写真の町に関する取組概要

I 序論

文化

東川町は、恵まれた自然環境や風土、景観のもと、大雪山文化、写真文化、家具デザイン文化が育まれてきました。複合交流施設「せんとぴゅあ」をはじめとする様々な文化施設を活用しながら、地域特有の文化を振興し、町民が文化や芸術に触れる機会を創出しています。



1-18 大雪山アーカイブス(左図)、せんとぴゅあ I ギャラリー展示(右図)

また、町内では日本五大家具の一つに数えられる旭川家具の約3割が生産されています。町内には多くの家具職人が集まり工房を開業するほか、写真家、木エクラフト作家、デザイナー等が転入しアトリエやギャラリーを開設し独自の文化を醸成しています。

地域の文化資源としては、大雪山に関する貴重な文献や、平成29年(2017年)に公有化された、椅子研究家の織田憲嗣氏が収集・研究してきた20世紀のデザイン家具や日用品の世界的なアーカイブスである「織田コレクション」等があげられます。



| カテゴリ | 数量 | カテゴリ | 数量 |
|----------|------------------------|-----------------------|-----------|
| 椅子 | 約1,350種類(文化財登録:1,319件) | 器、ボウル類 | 約50種類 |
| テーブル・デスク | 約75種類(文化財登録:14件) | カトラリー類 | 約1,300ピース |
| キャビネット | 約50種類 | 木製玩具、オーナメント類、イッタラバード等 | 約500種類 |
| 照明器具 | 約150種類 | バードハウス、バードフィーダー類 | 約100種類 |
| 陶磁器 | 約3,500ピース | 各種資料(文献、図面、写真等) | 約20,000種類 |
| ガラス器 | 約1,000ピース | | |

1-19 【家具デザイン文化】織田コレクション概要

I 序論

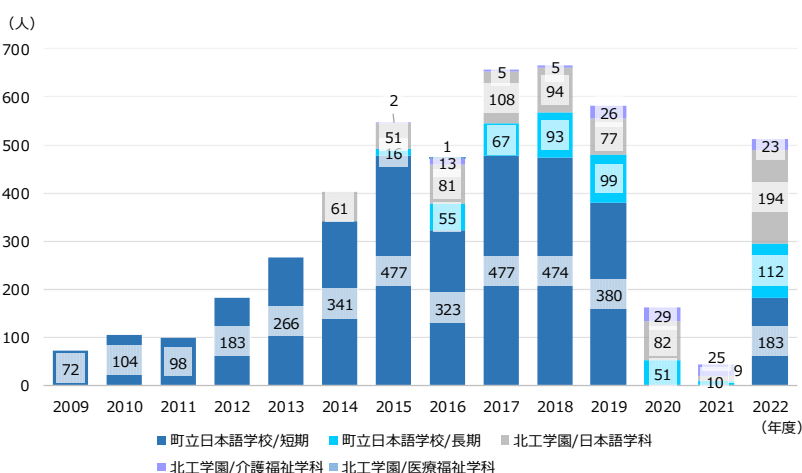
国際共育

世界に開かれたまちづくり・ひとづくりの推進として、平成22(2010)年から外国青年(国際交流員)招聘に取り組んでいます。加えて高校生・中学生等の海外派遣・受入事業の実施、台湾・タイ・韓国・中国・ベトナムの5カ国・地域に町独自の事務所を設置し、相互のネットワークを構築することを通じて、国際交流、観光振興、日本語教育事業の受入等様々な事業に取り組んできました。現在、町内には5カ国・地域との交流団体が発足、活動しています。

1-20 主な国際交流事業

| 写真を通じた交流 | 日本語教育事業 | JETプログラム活用 | 姉妹都市交流 | 外国人介護人材育成事業 |
|---|---|----------------------|------------|---|
| 写真文化首都として、世界中の高校生が集う、「高校生国際交流写真フェスティバル」など写真を通じた交流の推進。 | 全国初、現在も唯一となる公立日本語学校のほか、民間専門学校による日本語学科により350名程度の留学生在滞。 | JETプログラムにより外国人青年を招致。 | 海外4都市との交流。 | 他地域と連携し、留学生を招致し、東川町内の専門学校にて、全国的に不足する介護福祉士を養成。 |

平成21(2009)年から開始した日本語・日本文化研修事業は、平成26(2014)年までの5年間で約1,000人を受け入れました。こうした実績を基に、平成26(2014)年1月に旭川福祉専門学校に日本語学科が開設。さらに、平成27(2015)年には全国初の公立日本語学校である町立東川日本語学校が開校されました。現在では、350名を超える海外からの留学生・研修生が町内に滞在し、町民との交流も進んでいます。令和2(2020)年には「共に」宣言を行い、国や地域等を越えた相互理解や融和を促進させる等、多文化共生社会の形成という視点によるまちづくりが図られています。



1-22 授業を受ける留学生の様子

1-21 町内に滞在する留学生数の推移

I 序論

2 人にやさしい暮らしづくり【福祉・保健・医療】

福祉

児童福祉や障がい者福祉、高齢者福祉、地域福祉に関する取組を通じて町民の生活を支援しています。また、子育てサポート体制の充実や医療費助成など、安心安全な子育て環境の整備に努めています。

更に、令和5(2023)年に完成を迎えた「共生プラザそらいろ」を拠点として、「共に」宣言の中で掲げている全ての世代の共生社会実現に向けてまちづくりを進めています。



1-23 共生プラザそらいろ

1-24 福祉・子育て環境に関する取組概要

| | |
|--------|---|
| 児童福祉 | 子ども家庭支援の充実や養育支援事業の実施、DV対策、ひとり親家庭福祉、子育てサポート体制の充実や子どもの医療費助成など、子どもたちの支援や居場所づくりに取り組んでいます。 |
| 障がい者福祉 | 障がい者相談支援体制の充実や障がい者に対する理解促進、自立支援の推進に取り組んでいます。 |
| 高齢者福祉 | 生活支援及び在宅介護支援体制の充実による住みよい環境の整備、後期高齢者医療費の助成、介護人材育成事業推進に取り組んでいます。 |
| 地域福祉 | ボランティア活動推進環境の整備や社会福協議会活動との連携など、町民がお互いに協力して福祉課題の解決に取り組める環境を整備しています。 |

保健・医療

各種健診、保健指導、日々の健康相談等を通じ、乳児から高齢者に至るまでの、幅広い世代に対する健康づくりを促進しています。令和4(2022)年度には東川町立診療所の大規模改修を実施しました。

新型コロナウイルス感染症対策としては、家庭での感染症対策の支援や検査やワクチン接種の実施など、国と連携しながら各種対応を実施しました。



1-25 東川町立診療所

1-26 保健・医療に関する取組概要

| | |
|----|--|
| 保健 | 健康相談等による町民の健康増進、妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業の推進など、地域医療や健康づくりの推進に取り組んでいます。 |
| 医療 | 各種検診や予防接種の推進、在宅医療の推進、町立診療所の外来患者無料送迎の実施など、医療環境の整備に努めています。 |

I 序論

3 活力ある経済循環づくり【農業、林業、商工業、観光、地方共創】

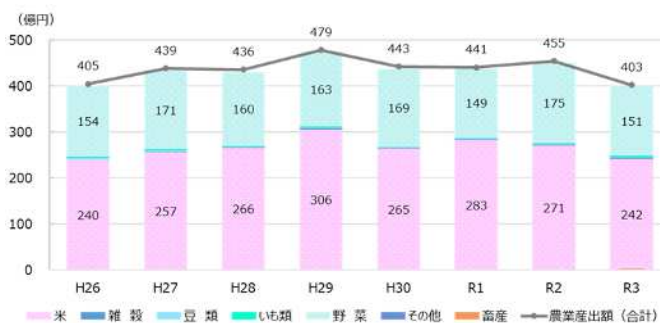
全体概況

東川町の産業構造は、従業者数（総務省「国勢調査」）で見ると、令和2（2020）年時点では、第1次産業が702人（16.9%）、第2次産業が711人（17.1%）、第3次産業が2,742人（66.0%）となっています。また、産業ごとの生産額（内閣府「RESAS（地域経済分析システム）」）で見ると、平成30（2018）年時点では、第1次産業が75億円（16.2%）、第2次産業が生産額が197億円（42.5%）、第3次産業が192億円（41.4%）と第2次産業が最も大きくなっています（四捨五入の関係で合計値は必ずしも100%になりません）。

第1次産業について、農業産出額40億3千万円（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」2021年）は、米（24億2千万円）と野菜（15億1千万円）が占めています。特に本町の特徴として、水田が耕地面積全体に占める割合が81.7%（農林水産省「面積調査」2022年）と、全国平均（54.4%）や北海道平均（19.4%）と比べて圧倒的に高くなっています。



1-27 産業別就業人口



1-28 一次産業農産物別生産額

第2次産業について、工業統計調査（経済産業省）によると令和2（2020）年時点では、木工・家具産業（家具を除く）及び家具・装備品製造業の出荷額の合計値は81億5千万円と、製造品出荷額全体の65.6%を占めています。

第3次産業は、「RESAS（地域経済分析システム）」（内閣府）によると、平成30（2018）年時点では、卸売業・小売業の生産額が21億円、宿泊業・飲食サービス業の生産額が26億円と大きな割合を占めています。近年では転入者やUターン者等によるカフェレストラン、ベーカリー、セレクトショップ等の開業が活発に行われ、商工会の加入事業者が増加しています。これは実施している起業支援制度や定住支援、町の魅力発信による成果を一定程度反映しているものと考えられます。

一方、1次産業では農業者の高齢化の進行などにより、総農家数は平成17年（2005）年時点の384戸から、令和2（2020）年時点では192戸と半減しており、第2次産業では、常用従業者数が、平成3（1991）年時では1,307人でしたが令和2（2020）年時点では709人まで減少しています。3次産業では、高齢化により、町内で介護保険施設等が増設される等、需要が高まっている福祉分野などについては、労働人口の不足が見込まれる等、担い手の確保、人材育成などの課題が見込まれます。

1-27 総務省「国勢調査」

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521>) (令和5(2023)年12月20日閲覧)

1-28 農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

(https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html) (令和5(2023)年12月20日閲覧)

I 序論

農業・林業

農業における特徴的な取組として、「東川米」のブランド化を行っています。町内では米穀関係や高原野菜を中心に農業が盛んです。米についてはJAひがしかわを中心とする徹底した品質管理と栽培技術の向上や地域団体商標の登録といった取り組みにより、ブランド化を推進しています。また、令和2(2020)年には公設民営酒造として、三千櫻酒造を誘致しました。さらに、「東川米」のブランド化のさらなる推進を目的に、米の長期保存や鮮度保持を行う、「ひがしかわライスターミナル」の整備を令和4(2023)年から開始しています。

林業については、治山、水源保全などを目的に、町内の事業等により町有林、道有林の保全活動を実施しています。



1-29 東川米(左下)及び
三千櫻酒造(上/右下)

商工業・観光

町内の事業者は商工会の加入者が増えるなど増加しています。近年では建築家の隈研吾氏との連携により、「隈研吾&東川町」KAGUデザインコンペの開催やサテライトオフィス「KAGUの家」整備等による、家具・クラフトのブランド化の推進と町外企業の誘致が進んでいます。

観光の面では、令和5(2023)年、長年課題となっていた天人峡地区の廃ホテルの除却工事に着手しました。また、「キトウシ森林公園」から「キトウシの森」としてのブランド化を図るため、同年7月には「キトウシの森きとろん」がオープンし、地場製品の販売および地場食材を使用した食の提供を進めています。



1-30 「キトウシの森きとろん」

地方共創

令和2(2020)年から、「共に宣言」を行い、様々な関連事業に取り組んでいます。東川町や日本の未来、そして人々のライフスタイルを育むことを目的とし、町とつながりのある企業や自治体とパートナーシップ関係を構築し、地方や日本、世界の未来を育む社会価値の共創を目指すオフィシャルパートナー制度は、令和5(2023)年12月現在46社の企業と、4自治体と締結しており、次々に新しい事業が生み出されています。また、東川町を応援しようとする方が、ふるさと納税として東川町へ「投資」(寄附)することで「ひがしかわ株主」となり、共に町の未来を育てていただくことを趣旨に「ひがしかわ株主制度」に取り組んでいます。この中で、株主の皆様とのつながりを大切にした企画・情報発信とまちづくりへの参加等を実施しています。

株主証の発行

対象となるプロジェクトの中から投資したい事業を選び、投資をいただいた株主様へ株主証を発行いたします。株主証は東川町の様々な施設等での優待利用をご利用いただけます。



株主限定企画をご案内

株主になると、「株主総会」への参加をはじめとする、株主限定企画にご参加いただけます。

※2020年、2021年は新型コロナウイルスの影響で実施を見送りました。

▼これまで実施した企画の一覧

| | |
|----------|--|
| 株主ファーム | 天然のおいしい地下水で育んだ新米や新鮮なお野菜をお届けする企画 |
| ひがしかわワイン | フレッシュな東川産のぶどうをしっとり熟成させ、醸造した「ひがしかわワイン」の限定販売企画 |
| 株主総会 | 総会や株主総会を通じて東川町のまちづくりに参加する企画 |

株主専用宿泊施設

一万円以上投資(寄附)をしていただいた株主には、町内指定施設に年間2泊無料宿泊を提供しています。

また、キトウシ森林公園のケビン(コテージ)の半額利用も可能。その他、株主返礼品としての株主専用宿泊施設も準備しています。



1-31 ひがしかわ株主制度概要

I 序論

写真文化首都「写真の町」関連事業へのサポート

(キヤノンマーケティングジャパン株式会社)

平成6(1994)年に始まった全国高等学校写真選手権大会「写真甲子園」に対して、カメラの貸し出しなどのサポートの他、町内で実施される各種写真イベントでの連携をしています。高校生の創造性や感受性の育成と活動の向上を、写真を通して共につくり上げています。



健康な町づくりに向け自発的な健康促進プログラム提供

(株式会社R-body)

総務省が推進する「地域活性化企業人交流プログラム」を活用し、コンディショニングコーチ2名をR-bodyより東川町に派遣していただき、町営運動施設の環境の整備や住民向けコンディショニング指導などを開催しています。これにより“健康の町 東川町”の実現に向けて相互協力しています。



I-32 オフィシャルパートナー制度事例

「共(とも)に」宣言

1985年 私たちは「写真の町」を宣言しました

「人」「自然」「文化」それぞれの出会いを大切に
写真映りの良い町づくりを目指した理想は
30年にわたる「写真文化」の取り組みを通じて
世界の写真に出逢い 人々と触れ合い 笑顔が溢れる
「写真文化首都」へと進化 発展してきました

今 私たちが この美しいまち 東川で心豊かに暮らせるのは
先人をはじめ 世界中の人々から注がれた愛情とともに
この郷土を大切に守り育ててきたからに他ありません

日本にとって明治 昭和は 大きな争いの時代でもありました
私たちは 人々が美しく心寄せ合う中で文化が生まれ育つ 令和の時代が
平成に続き 平和な時代であることを心より願ってやみません

世界では 環境 紛争 貧困など 多くの課題が山積しています
国籍や民族の異なる人々が 互いの違いを認め合い
対等な関係を築きながら生きていくために

互いの文化を理解し補完する 「共生社会」
互いの人権を尊重し融和する 「共和社会」
互いの生活を向上し繁栄する 「共栄社会」
の実現に向けて 私たちは これからも努力していきます

2020年 世界に向けて写真文化を発信する「写真文化首都」から
ここに「共生・共和・共栄のまちづくり」を進めることを宣言します

2020年12月10日 写真文化首都「写真の町」ひがしかわ

I-33 「共(とも)に」宣言

I 序論

4 人と自然が共生する環境づくり 【景観・土地利用・生活環境・生活の基盤・道路・地域交通・定住】

景観・土地利用

東川町は平成17(2005)年に北海道内で初めて景観行政団体の指定を受けており、景観を大切にしまちづくりや、町独自の都市計画の見直しによる土地利用の推進に取り組んでいます。具体的には、町内の景観を守りながら育てることを目的とした「美しい東川の風景を守り育てる条例」や、グリーンヴィレッジなど景観協定による景観の保全を進めています。

「美しい東川の風景を守り育てる条例」

(景観条例の制定)

平成14年に景観条例を制定し、環境保全と景観形成を進めるために、行政、住民、事業者等が連携した美しい風景づくりを推進しています。平成17年3月には景観法に基づく景観行政団体となり、景観や環境に配慮した東川風住宅の建築を推奨しています。

グリーンヴィレッジ

「東川風住宅設計指針」に基づき、庭の植栽、木材の利用、屋根の形、色、外壁の色、塀や囲いの制限、オイルタンクを隠す方法など、美しい街並みを実現するために各戸が取り組むべき細かい規定があります。町と建主はこれらの景観協定を締結する。住宅の間には、緑道があり住民が共同で敷地の管理を行います。



I-34 東川町の景観管理に関する条例



I-35 東川町都市計画図

凡例

| | | | | | |
|--------|--|--------|--|--------|--|
| 都市計画区域 | | 公共施設等 | | 区画街路 | |
| 住居地域 | | 現況道路 | | 指定区画街路 | |
| 商業地域 | | 区画幹線 | | 公園・緑地 | |
| 準工業地域 | | 指定区画幹線 | | | |

I 序論

生活環境

一般家庭の廃棄物、生活排水等の処理を目的とした下水、合併処理浄化槽などによる処理を適正・着実にを行い、町民の快適な生活環境を維持しているほか、町有墓地などの適正な管理による環境保全に努めています。

生活の基盤・道路

公営住宅等の整備・改善をはじめとする住環境の充実、道路等の整備によるライフラインの維持、公園整備、除雪体制の適正化等に取り組むなど、生活基盤の維持に向けた取り組みを実施しています。

また、東川町の特徴として、全国的にも珍しく上水道施設がなく、大雪山の自然が蓄えた雪解け水が長い年月をかけて地中深く浸み込んだ地下水を生活用水として利用している点があります。こうした生活を支える飲料水供給施設の整備・維持にも取り組んでいます。

地域交通

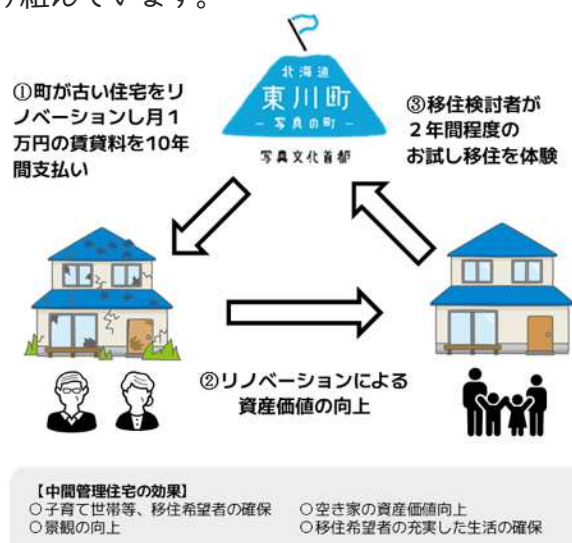
町内では、町営スクールバスや乗合タクシーの運行を実施しています。また、高齢化などに伴い自動車の運転が困難になる地域住民のためのモビリティインフラの整備が必要となることを見込み、新たな交通インフラの実証として、ドローンを活用した買い物配送実証実験、町役場や道の駅ひがしかわ『道草館』などを通る自動運転バスの試運行を実施しています。また、交通サービスの充実を目的とした実証実験と併せて実施し、住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりに目指す、地域公共交通計画の策定に取り組んでいます。

定住

定住促進のため、移住相談ツアーや町民との交流会、都市部（東京都内や札幌市内）でのイベント開催など、多数の取組を行っています。一方で、定住促進と景観向上を目的として、町内の空き家を整備し、希望者に賃貸する住宅を、町がリフォームを行い新たに移住希望者に対して貸付を行う中間管理住宅制度の実施など、空き家の活用にも取り組んでいます。



I-36 イベント開催時の様子



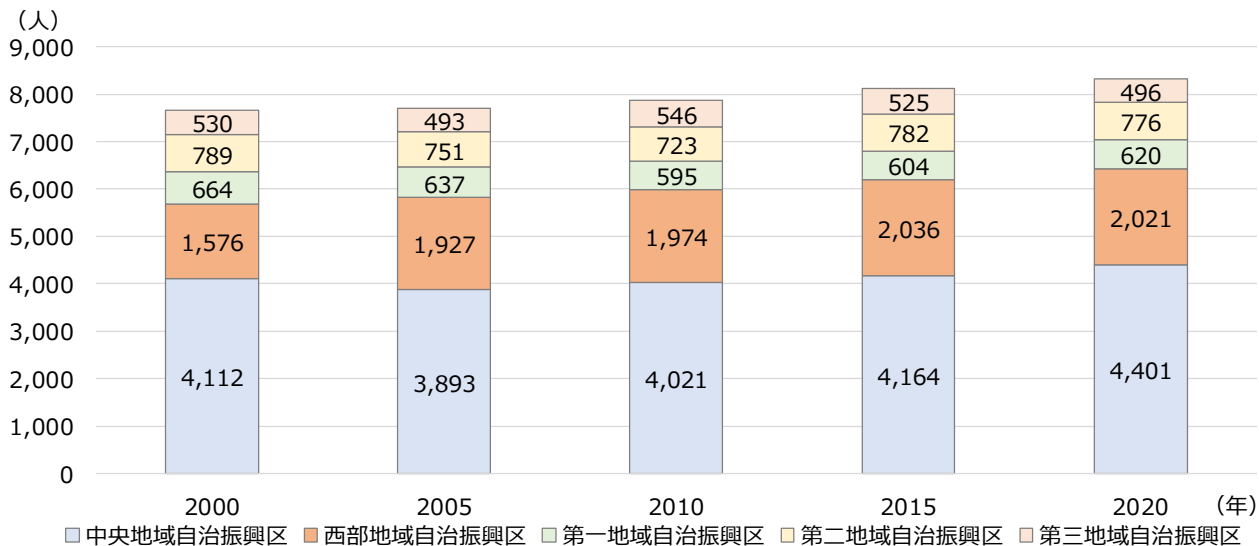
I-37 中間管理住宅のイメージ図

I 序論

5 コミュニティづくり【地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携・防災・適疎な町づくりの推進】

地域コミュニティ

5つの自治振興区すべての均衡ある発展とともに、行政と地域が協力し、共に暮らしやすい地域を創るため、地域活性化プランを策定し、地域みまもりカー事業や、集落支援活動に取り組んでいます。



1-38 自治振興区別人口の推移

● 地域活性化プランの策定

各地域で買い物・交通や子どもを預ける場所などの問題が生じており、それらを解決するために、各地域におけるコミュニティ・小学校の維持や、大人・子ども世代を問わず交流のできる「居場所」の確保などの課題に取り組む必要があります。そのため、令和3（2021）年度に引き続き各地域と協議しながら地域活性化プランの策定を行い令和5（2023）年度以降に実施します。

● 地域みまもりカー事業

地域住民であるドライバーが「地域見守り隊」として地域の見守り活動を行う「みまもりカー」が令和2（2019）年度第一自治振興会で始まったことに続き、令和5（2023）年1月16日からは新たに西部自治振興会がみまもり隊を立ち上げ見守り活動を開始しました。

● 集落支援員の委嘱

地域の実情及び時代の変化に対応した地域の維持・活性化を図ることを目的として東川町集落支援員として専任13名、兼任15名を委嘱しました。

1-39 地域コミュニティ活性化の例

情報発信

広報による情報発信の充実、生活に必要な情報の効率的な発信を目的として「ひがしかわアプリ」経由の情報発信や戸別端末（スマートフォン）貸与などに取り組んでいます。また、SNSなどや企業などの外部人材等を活用した情報発信に努めています。



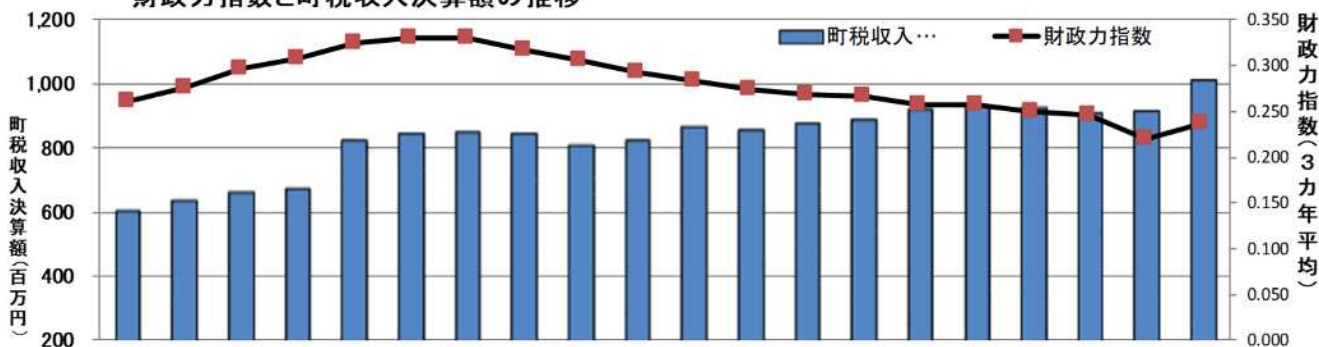
1-40 ひがしかわアプリ

I 序論

行財政

住民との協働によるまちづくりの推進や、自主自立のための財源（外部財源や自主財源など）確保の推進や税収の安定的確保対策の推進を通じて、行政サービスの質の向上や持続可能な財政運営に取り組んでいます。

財政力指数と町税収入決算額の推移



| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町税収入決算額 | 611 | 640 | 669 | 679 | 827 | 847 | 853 | 847 | 812 | 830 | 868 | 857 | 881 | 893 | 922 | 933 | 928 | 915 | 920 | 1,017 |
| 財政力指数 | 0.260 | 0.275 | 0.296 | 0.308 | 0.324 | 0.330 | 0.330 | 0.316 | 0.305 | 0.293 | 0.284 | 0.274 | 0.268 | 0.266 | 0.257 | 0.257 | 0.250 | 0.245 | 0.220 | 0.237 |

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数と町税収入は、おおむね比例して増減しています。近年は交付税措置の大きい町債を発行したことにより、財政力指数は低下していますが、町税は平成19年度から三位一体改革に伴う税源移譲、近年は移住定住政策による人口増により増加傾向となっています。

I-4I 東川町における財政力指数と徴税収入決算額の推移

広域連携

大雪地区広域連合、大雪消防組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンなど、目的を共有する周辺自治体や団体などとの広域連携により、行政課題などへの効率的な実施に努めています。

防災

国や北海道等の関係機関、地域や町内事業者、消防等と連携しながら、防災・消防・交通安全・防犯にかかわる体制構築や計画等の策定・啓発活動等に取り組んでいます。さらに、「ひがしかわアプリ」経由での防災・災害情報の配信にも取り組んでいます。

I 序論

適疎なまちづくりの推進

東川町は、令和4(2022)年、「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」を行い、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた計画の策定を進めています。

ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言

近年 世界各地では猛暑や豪雨など
地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しており
もはや「気候危機」と言うべき深刻な状況は
これまでに経験したことのない豪雨や台風などにより
私たちの町もその影響を受けています
気候変動への対応として 2015年12月に採択された「パリ協定」によって
2020年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組みが規定され
2021年11月に開催された COP26 では
「1.5℃目標」に向かって世界が努力することが正式に合意され
この目標を達成するための取組が世界全体で加速化しています

大雪山の麓で生きる私たちは
「顔が見え 挨拶を交わし 会話が弾む 自分らしく生きるための 仲間 時間 空間」
がある「適疎な町」を目指し
二酸化炭素の吸収源である豊富な森林に守られながら
地下水の恵みにより豊かな生活を営み
「自然」「人」「文化」が調和する町づくりを進めてきました

私たちは この自然豊かな地域を未来へ繋ぐこと
将来に渡って安心して暮らすことのできる持続可能な社会を実現するため
この町で暮らす一人ひとりが「共に」
気候変動の原因となる温室効果ガス削減に取り組むことで
2030年の削減目標を確実に達成し
2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すことをここに宣言します

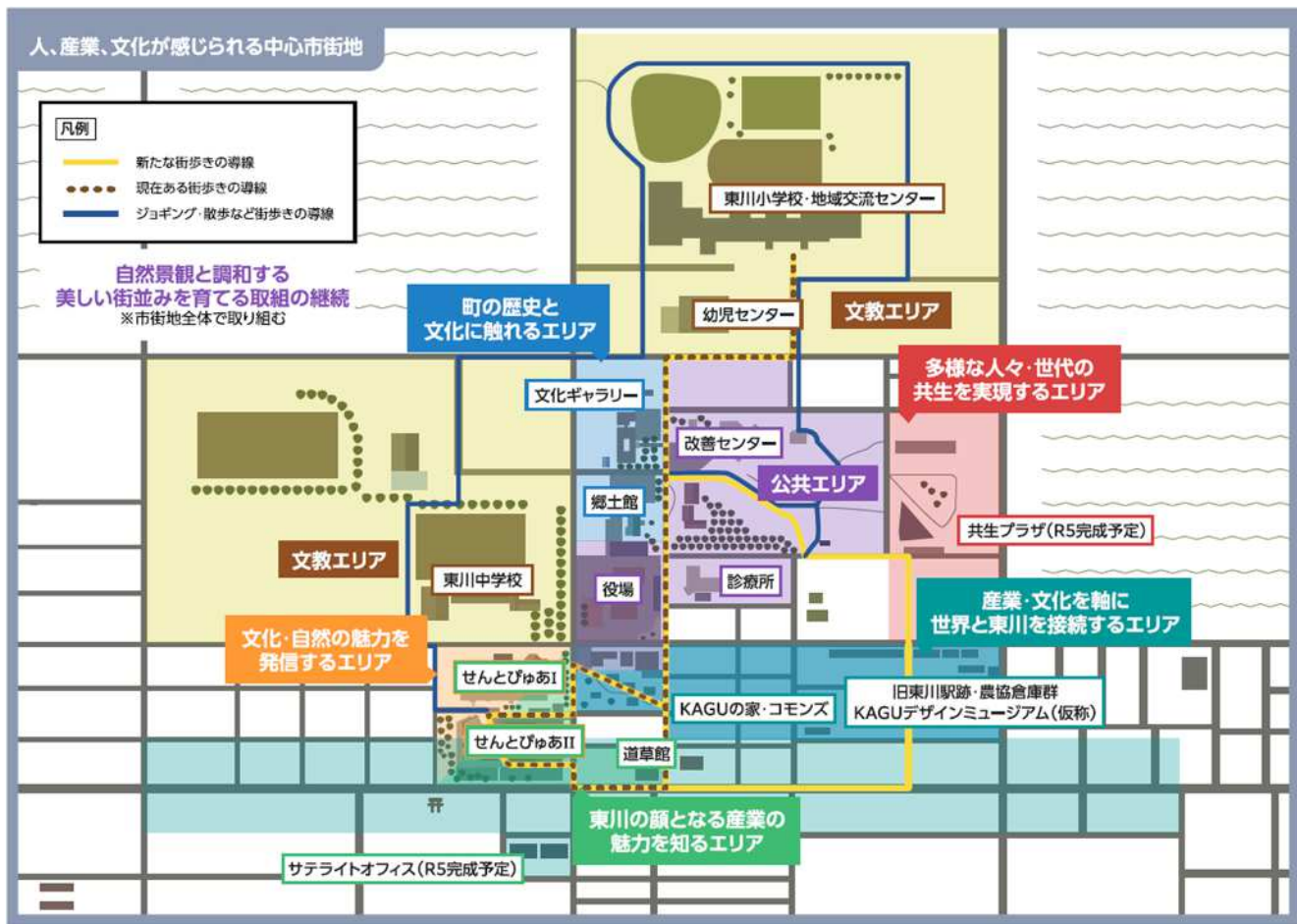
2022年3月14日 写真文化首都「写真の町」ひがしかわ

I-42 ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言



I 序論

文化財等の活用による新たな町の価値を創造し、中心市街地の活性化、農業、商工業、観光業などの産業の価値を高めることを目的とした、「ひがしかわ価値創造計画」を推進します。また、町の将来像を捉えながら、東川の暮らしなどを世界に向け発信する「デザインミュージアム構想」について検討を進めています。



1-43 ひがしかわ価値創造計画

I 序論

4 東川町の特徴的な地域課題

1 地域社会

● 地域コミュニティのあり方の変化や交流の場の活用

東川町では、社会増（転入超過）による人口の微増傾向が継続しているように、毎年一定数の転入が見られています。そうした中で、町民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、多拠点生活者や町内会への未加入者の割合が高まっていると考えられます。こうしたことは、例えば冬季除雪やごみ収集などのサービスに対する住民負担の不公平感や、一部の町民へのコミュニティ活動の負荷偏在につながりかねません。様々な変化を踏まえた上で、地域コミュニティの新たなあり方を模索し、担い手を確保する必要があります。また、様々な世代、国籍、背景の異なる町民すべてが町の過去や現在について知り、共生し、まちづくり活動に参加できる仕組み作りが必要です。

一方、町民交流の場の活用においても課題が見られます。「キトウシの森きとろん」が令和5（2023）年8月にオープンし、10月には「共生プラそらいろ」が新たにオープンしました。既存の施設であるせんとうぴゅあ、文化ギャラリー、郷土館等と合わせて、既存公共施設の連動、連携による有効活用が求められています。

2 経済・労働環境

● 少子高齢化と若者の転出による社会構造の変化

東川町では、基幹産業である農業をはじめ、家具産業をはじめとする商工業、雄大な山林を資源とした林業などの産業が営まれています。しかし、人口が増える中で、生産人口は減少し、老年人口が増えていることから、各種産業で担い手が不足している傾向にあり、一部産業では新たな担い手の確保が困難になっています。東川町の農林業や家具産業など第一次・第二次産業が、子どもたちや若い世代にとってさらに魅力あるものと理解される必要があります。

一方、過去から横ばいである15歳未満の年少人口については、義務教育を終えた学生が町外へ進学してしまうため、地元高校・専門学校の生徒数が減少しています。今後、多様化する進路に応じた対策や東川高校の魅力化支援をはじめ、町内の教育資源を活用した子どもたちの学びの場の創出など、時代に対応した学びのあり方を検討する必要があります。

加えて、高等教育を修了した学生の多くが町外で就労するため、新規就労者が転出する傾向にあります。事業者や教育機関との連携を通じ、町内の法人での新規就労者の受け入れに対する支援の強化と、学生にとって町内で就労することの魅力度向上を並行して促進することで、「帰ってくることのできるまちづくり」を進めることが求められています。

● 域内経済循環の創出や町内での就労の魅力向上

町内で生産された農作物や家具などは、町外からの購買で支えられている側面があります。町の経済を今後も活力あるものとするためには、町外からの需要を更に増やしつつ、域内経済を活発に循環させていく必要があります。郷土への理解を深める上でも、地場産の良質で新鮮な農産物などの町内での消費拡大を図る、地産地消等の強化が一層求められています。

町内の労働環境に目を向けると、今後少子高齢化等による働き手の不足が深刻化すると考えられる中で、労働者の多様化する価値基準を満足できる条件での雇用や、他地域の求人に見劣りしない条件での雇用がさらに必要です。また、北工学園や日本語学校への留学生は卒業後に町内に住み続けられるだけの雇用の受け皿がなく、多くが帰国や転居を選択しています。したがって、北工学園や日本語学校の学生の進路対策も課題となっています。

I 序論

3 ライフライン、生活インフラ

● 社会構造の変化を踏まえた生活基盤の整備・維持

近年移住者が増加している中で、戸建て住宅をはじめ住戸へのニーズが非常に高い現状がありますが、今後供給が不足する懸念があります。具体的には、中心市街地では、土地活用が進み新規での宅地造成や分譲が難しくなっています。他方で、郡部には土地はあるものの、賃貸物件が不足しているほか、空き家の活用にも十分手が及んでいない状態です。

公共交通については、特に郡部では生活に必要な公共交通が十分整備されておらず、既存の居住者が今後移動手段に窮すること、新規居住者を誘導する上での課題となることが予想されます。高齢化に伴い身近な公共交通機関の果たす役割がより重要になっていくことを踏まえ、十分なサービスを提供することが求められています。

● あらゆる世代が安心して暮らせる福祉サービスの整備

町内では、共働き増加など保護者の就業ニーズの変化に伴い、長時間保育や3歳未満での早期入園、児童の見守りなど、保育所や学童保育への需要が増えています。しかし、町内の既存施設では希望数が定員を超えており、子どもたちの居場所の不足が顕在化しています。保育士、指導員の増員による受け入れ態勢強化や、施設新設など、迅速な対応が求められます。

また、今後の少子高齢化、人口減少社会のなかで、介護・医療負担が継続的に増加していくことが見込まれます。東川町でも2012年から2020年にかけて、高齢化率が4.1%上昇しています。2040年にかけては高齢者人口がピークに近づき、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。こうした将来を見据えた対策が求められます。

4 その他

● 産業の魅力のさらなる認知拡大

観光業では市場ニーズの変容による廃業が問題となっており、特に建屋の荒廃が深刻化していた天人峡地区では、長年議論されていたホテル建物の除去と跡地整備を町が主体となって進めています。同時に、今後新たに廃業を余儀なくされる事態が発生することも否めません。そのため市場のニーズへの感度を高め、観光資源を適切に活用していくことで、本来の観光地としての姿を取り戻すことが重要です。

今後、地域の特徴を活かした産業の更なるブランド力向上の必要性も必要であると考えられます。すでに地域団体商標登録を受けた「東川米」と「大雪旭岳源水」をはじめ、ブランド力向上を図ってきたところではありますが、木工家具をはじめ、上記以外にも東川の特産物として全国の市場で認知を得られる商材が増えることは、経済的なメリットだけでなく生産者の働きがいの増大や町民のシビックプライドの醸成にもつながります。

● 国内外等の情勢による新たな対応

近年、地球温暖化や気候変動が及ぼす影響が世界中で顕在化しており、将来的に気候変動を原因としたさまざまなリスクも懸念されています。令和4年3月の東川町議会定例会において、東川町は2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す『ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言』を表明しました。今後、ゼロカーボン実現へ向けた計画策定と実証実験等の実施を進め、SDGsを含めた環境づくりに取り組む必要があります。

新たなまちの価値を高めるため、町の資産を有効活用し、農業、商工業、観光業などの産業の付加価値を向上させ、東川らしい暮らしのデザイン、町の歴史、大雪山の自然など、町の価値を複合的に見て、学び、体験できる取り組みと併せて、国内外に向けて発信することが求められています。

I 序論

5 策定趣旨及び目的

東川町は、町の調和ある発展を図り計画的なまちづくりを進めるため、昭和42(1967)年に「町づくり5カ年計画」を策定して以来、5カ年を単位期間とする計画的な町づくりを行い、町民の福祉と生活水準の向上、生活基盤の整備などに大きな成果を収めてきました。近年策定された計画は下表に示す通りです。

上記の経緯を踏まえ、これまでのまちづくりの成果と課題を改めて認識し、先人が築いた礎を大切にしながらも未来に向けて持続可能な発展を図るため、今後5カ年間の計画を「東川町新まちづくり計画2024」として策定します。

1-44 近年策定された計画の一覧

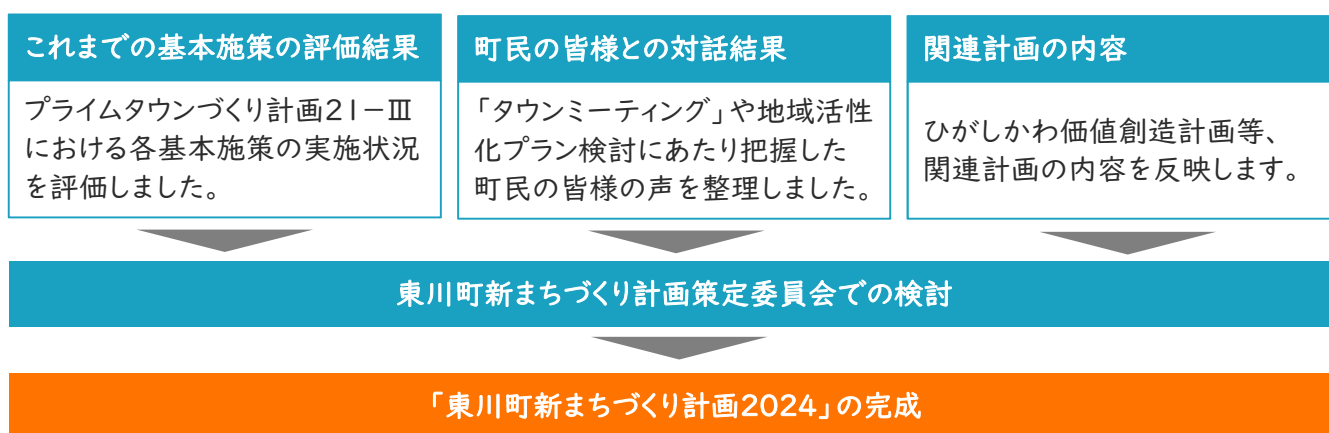
| 計画名称 | 策定期期 |
|--------------------|-------------------------|
| プライムタウンづくり計画21-I | 平成20(2008)年～平成24(2012)年 |
| プライムタウンづくり計画21-II | 平成25(2013)年～平成29(2017)年 |
| プライムタウンづくり計画21-III | 令和元(2019)年～令和5(2023)年 |

本計画は行政と町民の対話と協働によって策定されました。まず、本計画に先立ち、行政と町民の対話の場として、地域活性化プランの策定とタウンミーティングを開催しました。

地域活性化プランは、自治振興区ごとに各地域の課題解決に向けた方策を検討するものです。各自治振興区のご協力の下、意見交換や先進地視察研修を重ね、令和4年度までにすべての自治振興区のプランを策定しました。

タウンミーティングは、各種まちづくり施策の実施状況や財源の仕組みを分かりやすくご説明したうえで、今後の町のあり方について参加者の皆様と対話するものです。令和5年度には各自治振興区単位で5回、各種団体向けに2回のタウンミーティングを開催しました。

これらの取組によって聞き取ったご意見や、関連する計画(プライムタウンづくり計画21-IIIに基づく既存施策、ひがしかわ価値創造計画等)の内容を集約したうえで、東川町新まちづくり計画策定委員会での検討を行いました。本委員会では、集約した内容に基づき、東川町の評価する点・問題点、今後10年程度で懸念される「最悪のシナリオ」、それを回避するための「アクションプラン」について委員間でワークショップを行いました。これらの結果を取りまとめ、本計画を策定しました。



1-45 本計画の策定経過

I 序論

6 計画の位置づけ

「東川町新まちづくり計画2024」は、地方自治法旧第2条第4項に基づく基本構想を含む総合計画及び写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例第17条に定める総合計画であり、東川町のまちづくりの最上位に位置づけられる計画とします。

また、本計画は「東川町議会の議決すべき事件を定める条例」第2条では、その重要性・必要性に鑑み、総合計画の基本構想の策定を議決案件としています。

写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例(抜粋)

(総合計画)

第17条 町は、総合的かつ計画的な町政を推進するために総合計画を策定します。

2 町は、総合計画について社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え、柔軟に見直しを行います。

3 町は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その状況を公表します。

東川町議会の議決すべき事件を定める条例(抜粋)

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止すること。

I-46 本計画に関連する条例(抜粋)

7 計画期間

「東川町新まちづくり計画2024」の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

本計画によって東川町がめざすべき将来へ向けた基本的な方向を明らかにし、体系別に施策の方向を定めるとともに、年度毎に実施する具体的な事業内容は状況の変化に即した手法と手段を用いた対応を図っていくこととします。

Ⅱ 基本計画（目指すべき姿と基本的な目標）

Ⅱ 基本計画（目指すべき姿と基本的な目標）

Ⅰ 目指すべき姿

現在の東川町を築いた先人たちは、情熱と創意工夫で美田良圃を開き、自然と共生しながら文化や美しい自然景観、多様ななりわいを育んできました。特に昭和60（1985）年の「写真の町宣言」以降、平成6（1994）年の「第1回全国高等学校写真選手権大会（写真甲子園'94）」と時を同じくして町の人口は増加に転じ始め、今日では多様な価値観を持つ人が互いを尊重しながら暮らす町となっています。こうした歩みは、全国に先駆けて独自の施策に意欲的に取り組んできたことによって成し遂げられたものです。

その一方で、地球温暖化、少子高齢化、新型コロナウイルス感染拡大によって引き起こされた変化、情勢不安による物価上昇等の様々な課題を生じています。

町内においても、人口増の一方で、デジタル技術をはじめとする技術動向、生活様式、市場ニーズ等の環境は絶えず変化しているほか、地域交通の課題、地域コミュニティのあり方等が課題となっています。また、子育て世帯の転入が多い一方で、進学や就職を契機とする転出は多いことから、帰ってくることでできるまちづくりを推進する必要があります。

したがって、これまでの歴史を尊び継承しながらも、東川町と町を取り巻く時代の潮流を見据え、未来に向けて町のあり方を検討し、東川町町民憲章、写真の町宣言、写真文化首都宣言、共に宣言、ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言を順守し、今後5年間、以下を基本理念としたまちづくりを進めます。

まちづくりの基本理念

大雪山の恵みを受けて、豊かな暮らしを共に育むまちづくり

今後5年間の計画期間においては、世界に開かれた町として引き続き、現在の人口と同程度の規模（8,000人台）を維持しながら、適疎な町の状態（お互い顔が見え、挨拶を交わし、会話が弾む、自分らしく生きるための仲間・時間・空間がある状態）を保ち、幸福を実感できる、豊かな暮らしを共に育むことが必要であると考えられます。

豊かな暮らしとは、地域の特色を活かした多様なつながりによる経済的な豊かさを創出することのみならず、多様な学びの実現、人や社会とのつながりの中でいつまでも自分らしく安心して暮らせる環境づくり、自然と共生した美しい景観の保全、多様な価値観を持つ人が共生する活力ある地域コミュニティづくり等、様々な面から町民生活の質全般を向上させることを指します。

また、東川町は、地域を思い、行動する様々な人びとによって築かれてきたことを踏まえ、本計画では、町に住む、東川町を愛するすべての人が、東川町の過去と現在、魅力や課題を共有し、将来のまちづくりについて共に考え、対話し、共創することができるまちを目指します。

Ⅱ 基本計画（目指すべき姿と基本的な目標）

基本理念の内容を踏まえ、本計画で取り組む基本目標は以下のとおりとします。

全ての目標は相互に関連・連動しています。「人づくり」を中心に、これらに一体的に取り組むことにより、「適疎で豊かな暮らし」を実現します。また、これらすべてを支える重要な土台として、基本目標5に示すコミュニティづくりに注力します。

まちづくりの基本目標

（施策の目標：教育と学び・写真の町・文化・国際共育）

基本目標1 人づくり | 人を育む文化と学びによるまちづくり

（施策の目標：福祉・保健・医療）

基本目標2 人にやさしい暮らしづくり | ^{しあわせ}幸福を実感できるまちづくり

（施策の目標：農業・林業・商工業・観光・地方共創）

基本目標3 活力ある経済循環づくり | 多様なつながりによる価値共創が生まれるまちづくり

（施策の目標：景観・土地利用・生活環境・生活の基盤・道路・地域交通・定住）

基本目標4 人と自然が共生する環境づくり | 美しく住みよいまちづくり

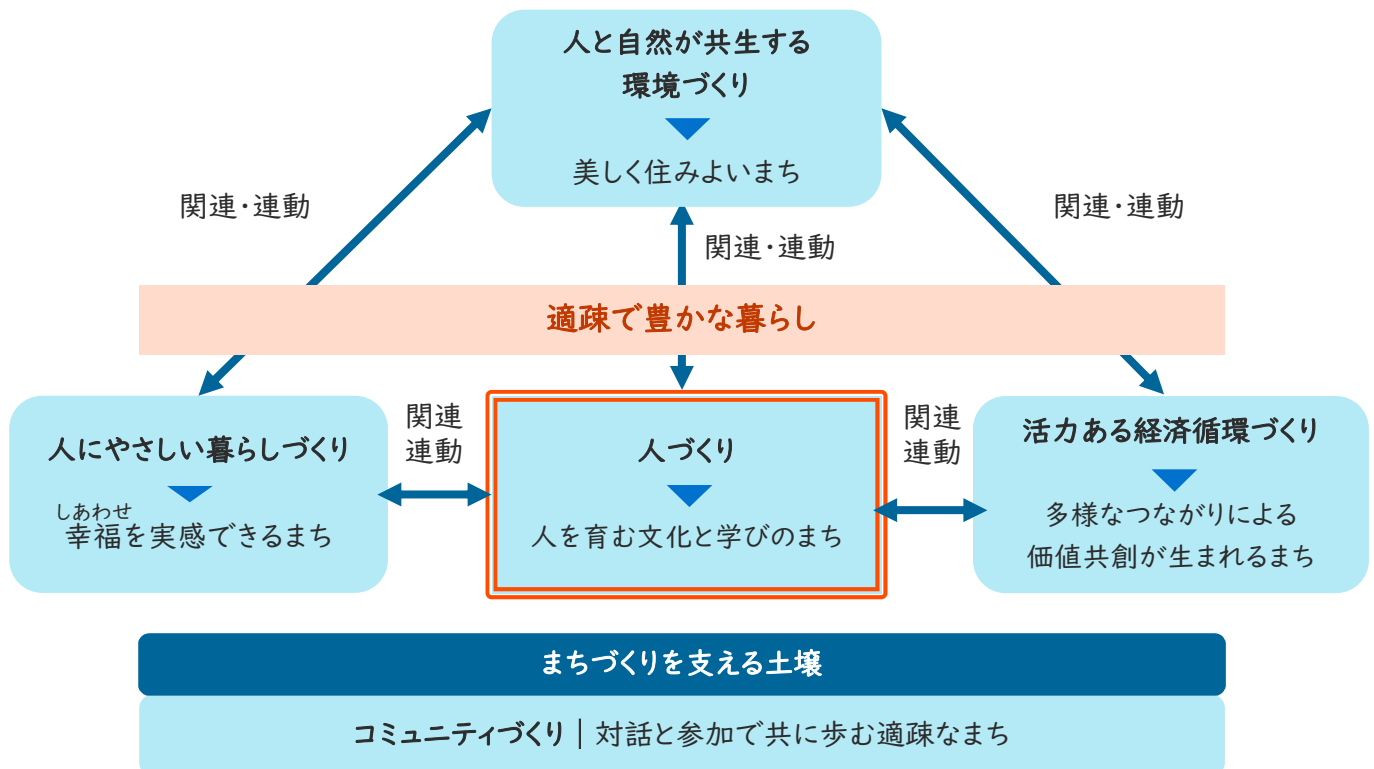
（施策の目標：地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携・防災・適疎なまちづくりの推進）

基本目標5 コミュニティづくり | 対話と参加で共に歩む適疎なまちづくり

まちづくりの基本理念

大雪山の恵みを受けて、豊かな暮らしを共に育むまちづくり

「適疎で豊かな暮らし」を実現する5つの目標



2 基本的な目標と施策の方向

1 基本目標Ⅰ 人づくり | 人を育む文化と学びによるまちづくり （施策の目標：教育と学び・写真の町・文化・国際共育）

町が大切にしてきた歴史や文化、価値に触れ、学び、交流・協働する場づくりを進めることで、町に住むすべての人が心豊かに過ごせるまちづくりを目指します。

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、将来を担う子どもたちが、未来の社会で必要とされるスキルや非認知能力、豊かな人間性、自立の心と協調性を身に付けられるよう、一貫して質の高い教育を受けられる環境づくりに努めます。また、「人づくりビジョン」に基づき、“教育”を通して社会で「生きる力」を養い、“学び”を通して「一人一人が求める成長」を支援することで、学齢期のみならず、町にかかわる人が生涯にわたって互いに学びあえる場を創出します。

令和6（2024）年に40周年を迎える「写真の町」宣言以来の取組は、町の魅力を高め、発信し、心豊かな生活を育む上で重要な役割を果たしてきました。今後も写真甲子園や国際写真フェスティバルをはじめ、写真文化の振興及び写真文化首都としての取組を推進します。

さらに、町の歴史を振り返り、特徴的な文化（大雪山文化、家具デザイン文化、写真文化）を育み続けるとともに、世界に開かれたまちづくりを推進します。特に全国的にもまれな取組である公立日本語学校を核として、国際交流の機会を創出するとともに、グローバルな視野を持つ人材の育成や、多文化が共生する地域づくりを図ります。

教育と学び（幼児教育・保育、子育て支援）

幼児教育、保育の体制・内容を充実させると共に、民間小規模保育所とも連携しながら、子どもたちがより心豊かに過ごせる環境づくりに努めると共に、子育て家庭への支援の充実に努めます。特に新たな施策として、より安心安全な子育て環境創出のため、幼児センター改修などに取り組みます。また、学童保育や就学時の放課後の居場所づくりなどの拡充するほか、君の椅子事業など、町で生まれ、育つ一人ひとりの子どもを大切にしたい特徴ある子育て支援対策に引き続き取り組みます。

- 安心安全な子育て環境の創出
- 保育、幼児教育・子育て支援の内容・体制の充実
- 幼児センター受入体制の充実
- 民間小規模保育事業所への支援と連携強化
- 幼児センター大規模改修の推進
- 子どもの遊び場、集いと学びの場確保と環境の充実
- 子ども家庭支援の充実、養育支援事業の実施
- 学童保育の推進と充実
- 放課後の居場所づくりの推進
- 君の椅子事業
- 共生プラザそらいろの運営推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

基本施策を方針、体制、ソフト、ハード、共にの5つに分類し示しています。基本施策の中でも大きな方向性を示すものを方針、組織づくりや人材育成などに関するものを体制、運用面が重要となるものをソフト、施設の新設や大規模改修に該当するものをハード、東川町内外の様々な人と取り組みを推進していくものを共にとして分類しました。

教育と学び（義務教育）

「ふるさとに誇りと愛着を持ち、思いやりや共感力を備え、主体的に学び続けることができ、多様な価値観を持つ他者と協力して未来を切り開くことができる子ども」の育成を目指し、特にふるさとを学ぶこと、学ぶ力をつけること、世界を学ぶ（教育課程特例校による独自の教科「Globe」の推進）ことに力点を置いて、教育環境・内容の充実に努めます。また、子どもたちを取り巻く環境の多様化が進む中で学童保育の必要性がますます高まっていることから、子どもたちの放課後の居場所や活動の拡充を図ります。

- 総合教育会議の推進
- 学習支援体制の充実
- 学校図書館司書の配置
- 中学校校舎の長寿命化の実施
- ICT等教育環境の充実
- 少人数クラス推進による指導の充実
- 新たな学習指導要領等への積極的な対応
- 不登校児童生徒への対応支援の充実
- 国際交流事業の実施
- 独自の教科「Globe」の推進
- 日本語留学生等との交流推進
- 定住外国人子弟の学習支援
- 特別支援児童生徒に対する支援
- ふるさとへの理解を深める学習の推進
- 産業と連携した学びの場の創出
- 思いやりある心づくりの推進（道徳教育の充実）
- 特色ある学校づくりの推進
- 地域や家庭と連携した学校運営の推進
- 幼・小・中・高連携の推進
- 教職員の労働環境の改善
- 放課後の居場所づくりの推進【再掲】
- 放課後活動の充実
- 外国青年招致事業の活用推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

教育と学び（高等教育・全世代教育）

町に関わる全ての人の「学び」が実現できるまちづくりを実現するため、「人づくりビジョン」を策定し、関連する取組を推進します。公設塾「学び舎ひがしかわ」の充実や、町内外の多様な人々が世代や立場を超えて互いに学び、協働・交流できる場づくりを図ります。

また、大学や専門学校などへの地域の大切な教育資源である北海道東川高校や旭川福祉専門学校と協力し、東川町の特性を生かした振興に努めます。

- 人づくりビジョンに基づく施策の推進
- 進学者に対する奨学支援制度の推進
- 北海道東川高等学校の特色ある学校づくりへの支援
- 北工学園旭川福祉専門学校との連携推進

教育と学び（生涯学習・スポーツ）

心豊かな生活のため、町民のニーズに対応した学習・スポーツ活動環境の充実に努めます。また、町外のスポーツ団体との連携による施設利用、合宿の受け入れなどによる、生涯学習の充実に努めます。

- 町民のニーズに応じた学習・スポーツ活動の実施
- できるナビ活用促進による生涯学習活動・スポーツ活動と環境の充実
- 文化・芸術活動への支援
- 学校体育館開放事業の推進
- スポーツ協会、スポーツ少年団への活動支援
- スポーツや運動による健康増進
- 町の歴史や価値を振り返り、発信する場としての郷土館の活用検討
- スポーツ、レクリエーション施設の利活用の推進
- 合宿の受け入れ推進等による文化、スポーツとの連携
- スポーツクラブとの連携及び支援

写真の町

令和6（2024）年に40周年を迎える「写真の町」宣言以来の取組は、東川町の人口増加と歩みを同じくするなど、非常に意義深いものです。今後も写真甲子園や国際写真フェスティバルをはじめ、写真文化の振興及び写真文化首都としての取組を推進します。また、写真を通じ、国内のみならず世界に開かれたまちづくりに取り組みます。

- 写真文化及び写真文化首都の推進
- 写真を通じた国内外との交流推進
- 文化ギャラリー施設の利活用促進
- 写真の町「東川賞」の充実
- 町内教育機関との写真の町事業連携
- 写真少年団活動支援と子どもたちへの写真ワークショップ事業の推進
- 全国高等学校写真選手権大会（写真甲子園）の推進
- 写真の収集・管理・活用の推進

文化

大雪山文化、家具デザイン文化、写真文化等、地域特有の文化を振興し、「せんとぴゅあ」をはじめとする様々な文化施設を活用しながら、町民が文化や芸術に触れる機会を創出します。また、町の歴史や価値を振り返り、発信する場として、郷土館のさらなる活用を検討します。

- 地域特有の文化（大雪山文化、家具デザイン文化、写真文化等）の振興
- 「せんとぴゅあ」をはじめとした公共文化施設の利活用促進
- 地域における文化資源の保護、指定、利活用、継承の推進
- 国内の文化や芸術に触れる機会の創出
- 文化・芸術活動への支援【再掲】
- 織田コレクションの活用とデザインスクール等の推進
- 町の歴史や価値を振り返り、発信・継承する場としての郷土館の活用検討【再掲】
- 大雪山文化の発信

国際共育

世界と繋がるまちづくりを進めるため、海外交流団体との連携や海外からの若者の受け入れ、写真や文化芸術を通じた交流の促進等を通じ、「共生社会」・「共和社会」・「共栄社会」の実現に向けて国際社会と共に学び努力していきます。

また、全国初の試みである公立日本語学校は、国際交流、多文化共生、経済振興など、多様な面で意義深い事業となっています。新たに協定を締結した北工学園とも連携を深め、様々な人材育成ニーズを踏まえながら、さらなる発展に向けて取り組みます。

- 国際交流事業の実施【再掲】
- 海外事務所や元日本語留学生等と連携した海外における東川町のブランド化推進
- 外国青年招致事業の活用推進【再掲】
- スポーツ・文化芸術を通じた交流の推進
- 多文化共生社会の実現
- 日本語教育事業の推進と日本語留学生支援の充実
- 日本語留学生の進路対策、相談体制の推進
- 日本語留学生の就業と地域における雇用対策への支援
- 日本語留学生等との交流推進
- 北工学園旭川福祉専門学校との連携推進【再掲】
- 国内他地域と連携した全国的な福祉人材育成・供給システムの構築
- 国内外の他地域と連携した海外における必要な技能を有する人材の育成

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

2 基本目標2 人にやさしい暮らしづくり | ^{しあわせ}幸福を実感できるまちづくり (施策の目標:福祉・保健・医療)

あらゆる世代において、すべての人が生き生きと社会活動に参加し、いつまでも居場所と生きがいを持って生活できるまちづくりを推進するため、総合的な福祉・保健・医療政策を推進します。

町立診療所の大規模改修を踏まえ、今後も町内の保健体制や医療体制の充実、医療DXの推進、障がいを持つ方や家族の負担軽減、安心安全な子育て環境の創出、広域連合や保健・医療・介護・地域包括支援センター等の関係機関との連携による家庭や地域への支援活動の促進に努めます。

また、令和5年度には「多くのひとが集い、誰もが居場所と役割を持ち、生き生きと暮らす空間」として、新たに「共生プラザそらいろ」がオープンしました。幅広い世代の生活ニーズにこたえるとともに、世代間交流の創出を促す拠点施設として、効果的な運営を進めます。

福祉（児童福祉）

将来を担う「町の宝」である子どもたちを守り育てる観点から、子育て家庭、特に支援を必要とする子供や保護者への支援・相談体制を強化します。

幼児センターや民間小規模保育所とも連携しながら、子どもたちの支援や居場所づくりに努めます。特に新たな施策として、より安心安全な子育て環境創出のため、「共生プラザそらいろ」の運営に取り組みます。また、不妊治療等に対する支援の充実を図ります。

- 子ども家庭支援の充実、養育支援事業の実施【再掲】
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- DV対策、ひとり親家庭福祉の推進
- 子ども発達支援センター事業の推進
- 子どもの遊び場、集いと学びの場確保と環境の充実【再掲】
- 共生プラザそらいろの運営推進【再掲】
- 不妊治療等に対する支援の充実
- 子ども医療費助成
- オリジナル出生届など独自の少子化対策のアピール推進
- 二世帯居住の推進



【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

福祉（高齢者福祉）

高齢者の生活支援に加え、各種プログラムや仕事を通じて生き生きと社会活動に参加し、いつまでも生きがいを持った生活ができる仕組み作りに取り組みます。また、令和5年度には「多くのひとが集い、誰もが居場所と役割を持ち、生き生きと暮らす空間」として、新たに「共生プラザそらいろ」がオープンしました。幅広い世代のニーズに対応し、世代間交流を促す拠点施設として、効果的な運営に努めます。

- 介護予防、生活支援及び在宅介護支援体制の充実
- 独居高齢者に対する包括的支援の推進
- 重層的支援体制の強化と事業推進（地域包括支援センター機能を含む）
- 高齢者虐待の防止
- 後期高齢者に対する医療費の助成
- 高齢者が活躍できる仕組みやしごとづくりの推進
- 福祉人材育成の推進
- 民間事業者による高齢者福祉施設運営との連携強化
- 共生プラザそらいろの運営推進【再掲】
- 高齢者除雪サービス事業

福祉（障がい者福祉）

障がいを持つ方が生き生きと地域で暮らすことができるよう、引き続き支援体制の充実や理解促進に取り組みます。

- 障がい者相談支援体制の充実
- 障がい者に対する理解促進、自立・活動支援の推進
- 障がい者虐待の防止、地域生活支援拠点事業の実施
- 障害福祉に関するシステムづくりの推進

福祉（地域福祉）

民生委員・児童委員・社会福祉協議会等、関係機関と連携しながら見守りや相談支援を推進し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

- ボランティア活動推進環境の整備充実
- 民生委員・児童委員活動との連携及び支援
- 社会福祉協議会活動との連携及び支援
- 見守り訪問及び相談支援の推進
- 無料定額診療処方支援助成事業の実施
- 属性・世代を問わない相談・地域づくり体制の構築
- 更生保護地域連携拠点事業との連携
- 社会を明るくする運動などへの協力

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

保健

各種健診や保健指導、日々の健康相談等を通じ、乳児から高齢者に至るまで、幅広い世代の町民の健康づくりを促進します。

- 地域医療、健康づくりの促進
- 住民の健康増進（健康相談・健康教育の推進）
- スポーツや運動による健康増進【再掲】
- 共生プラザそらいろの運営推進【再掲】
- 各種健診・予防接種の充実及び受診促進
- 精神保健相談体制の推進
- 妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業の推進
- 子育て支援と連携した児童虐待予防事業の推進

医療

令和4年度に町立診療所の大規模改修を行いました。今後も設備更新や医療DXの推進、外来患者無料送迎の実施、地域医療機関との連携等を進め、安心安全な医療の提供を図ります。また、新型コロナウイルスワクチンについて、継続した接種体制を確保します。

- 町立診療所の外来患者無料送迎の実施
- 町立診療所の設備充実
- 町内外の地域医療機関（旭川医大を含む。）等との連携強化
- 各種健診・予防接種の充実及び受診促進【再掲】
- 在宅医療の推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

3

基本目標3 活力ある経済循環づくり | 多様なつながりによる価値共創が生まれるまちづくり
（施策の目標：農業・林業・商工業・観光・地方共創）

産業は町民生活の経済的基盤であるのみならず、新たなまちの魅力、町民の活動の創出といった面でも大きな役割を果たしています。自然の恵みに支えられ、共生する様々ななりわいを支援することで、地域資源を活かした個性豊かな付加価値の高い産業づくりを進めます。また、産業間の連携を深めることで、「経済的な豊かさ」と「生活の豊かさ」の双方を追求し、真の豊かさを実現します。

また、東川町では「ひがしかわ株主制度」、「東川オフィシャルパートナー制度」等の独自の取組により、町外の個人・企業との間で、社会価値を協創する新たなパートナーシップを構築してきました。こうした取組を今後も推進することで、東川を応援する人の輪をさらに広げ、深めることを目指します。

農業

農業は町民生活の経済的基盤を支えるのみならず、大雪山麓に広がる田園風景を守り、美しい風景を創出する役割をも果たしてきました。引き続き、農業経営基盤強化、農産物のブランド化や地産地消の推進、担い手育成等に取り組みます。また、コープさっぽろ、JAひがしかわとの連携による新たな農村交流施設の整備等により、魅力ある農村づくりと都市住民との交流による農業の活性化を推進します。

- 農業経営基盤の強化推進
- 恵みの田園づくり支援事業の推進
- 条件不利地における農地維持活動の支援
- 多面的機能維持に対する支援の推進
- 農地流動化の促進
- 道営水利施設等保全高度化の推進
- 新たな農業の担い手育成の推進
- 東川産農産物を活かした商品開発の推進
- 東川産農産物の販売促進（国内外への販路拡大）
- 東川産農産物の地産地消促進
- 農産品の高度化利用推進
- 有害鳥獣被害防止計画に沿った駆除の推進
- 猟銃資格保持者確保の推進
- 「ひがしかわライスターミナル」整備事業の連携支援
- 農業交流体験の推進
- 国営緊急農地再編整備事業の推進
- 資源米活用の推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

林業

林業はゼロカーボンの実現や、山や水源を守る観点からも重要な営みです。町有林や林道の整備に取り組むとともに、私有林についても適切な維持管理を支援します。また、植林活動による水源保全にも努めます。

- 森林保全、植林活動等による環境保全の推進
- 町有林整備の推進
- 林道維持整備の推進
- 私有林の適切な維持管理の支援の推進
- 道有林活用との連携
- 林業後継者の育成対策の推進
- 家具・木工業との連携

商工業

近年の人口増に併せ、飲食店等の新規開業が相次ぐなど、商工業は町の新たな魅力や町民の新たな活動の創出に寄与しています。引き続き起業化支援、企業支援等を進めることで、事業者の活動を支援します。また、木工業・家具産業をより強固なものとするため、旭川家具の主産地としてのブランド化・価値向上をはじめ、旧さくら工芸跡町有地を活用した産業ツーリズム拠点の整備等、多面的に取り組めます。

- 子育て世代のしごとづくりシステム構築の推進
- 中小企業育成事業の推進
- 商工業に対する資金支援
- 地域と共に歩む企業誘致や起業の支援の推進
- 家具・木工業の振興とブランド化の推進
- 商工業後継者の育成対策の推進
- 地域資源を活かした仕事の創出
- 多世代キャリア登録等による働く場や機会の確保
- 市街地内における施設整備再編の推進
- 東川ユニバーサルカード(HUC)の活用推進
- 「暮らしの中に家具を」事業の推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

観光

大雪山、河川や市街地等、町内各地域の特徴を活かし、今後の観光ニーズに合った事業構築を支援するため、引き続き町内や広域での連携、観光情報の発信等を支援します。特にキトウシの森については、令和5年度にオープンした「キトウシの森きとろん」をはじめ、施設改修等を行い、公園内施設を最大限活かした魅力ある運営に努めます。また、天人峡地区を本来の観光地へと再生するため、長年課題となっていた廃ホテルの除却と跡地整備に着手します。

- 地域資源を活かした魅力ある観光地対策の推進
- 町内観光資源のネットワーク化による来訪者町内循環の創出
- 持続可能な観光振興の実施
- 町の文化資源を活用した観光イベントの推進と体験型観光の推進
- 国内外観光誘致の推進
- 観光地復興支援インバウンド対策事業の推進
- 温泉資源の確保保全（旭岳温泉及び天人峡温泉）
- エコツーリズム事業の推進
- 観光振興のための施設整備、改修事業の推進
- 天人峡地区魅力向上に資する整備事業の推進
- 大雪山国立公園の自然環境保全啓蒙活動の推進
- 旭岳地区における適切な施設運営・改修の推進
- キトウシの森整備事業の推進
- キトウシの森（きとろんを含む。）の利活用推進
- キャンモアスキー場の活用と誘客事業の推進
- 冬期間における観光振興の推進
- 写真の町事業との連携

地方共創

これまで「ひがしかわ株主制度」、「東川オフィシャルパートナー制度」等の独自の取組や地域活性化起業人、地域おこし協力隊の受入を通じ、町外の様々な主体と連携した新たな社会価値の創造を進めてきました。今後もこれらの取組を積極的に進めることで、町民の暮らしと産業の活性化に貢献する事業を推進するとともに、東川町を応援する町外のパートナーの獲得に努めます。

- 関係人口（交流人口）拡大へ向けた積極的な推進
- 「写真の町」ひがしかわ株主事業による財源確保と事業推進
- 産業間連携の推進
- 地域外の企業、自治体、企業職員等への滞在プログラム等の推進（東川オフィシャルパートナー制度など）

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

4 基本目標4 人と自然が共生する環境づくり | 美しく住みよいまちづくり (施策の目標: 景観・土地利用・生活環境・生活の基盤・道路・地域交通・定住)

東川町は、美しい景観、良質で豊かに湧き出る地下水をはじめ、大雪山の恵みによって育まれてきた町です。今後も人と自然が共生する、美しく住みよいまちづくりを目指します。

環境保全と景観形成を進める、「美しい東川の風景を守り育てる条例」に基づく景観政策を維持するとともに、水源を保全することで、将来にわたって安全・安心な地下水が提供されるよう努めます。

また、町民の安全・安心なくらしの基盤を支える生活環境、住環境、道路、橋梁、除雪等の社会資本を着実に整備します。特に移動手段については、住み慣れた地域でいつまでも生きがいを持って生活できるよう、総合的な交通政策の見直しを行います。

さらに、昨今は景観や安全等様々な面から、空き家対策が課題となっているところです。東川町においても、中間管理住宅制度の導入等により、空き家活用と移住支援の両立を図ります。

景観

東川町は大雪山の恵みを受け、自然と共生し、美しい景観を活かしながら「写真の町」づくり等に取り組んできました。今後も「美しい東川の風景を守り育てる条例」に基づいて景観政策を推進するとともに、町民生活を支える地下水を保全します。

- 美しい風景を守り育てる条例に基づく景観政策の推進
- 山林保全、植林活動等による水源保全の推進
- 農地・水・環境保全事業等と連携した農村地区の景観保全の推進
- 除草や植栽管理による美的環境の維持
- 景観に配慮した住宅建設に対する支援
- 地域材利用の促進
- 安心・安全な地下水の提供
- 地下水保全対策の推進
- 忠別ダムや周辺施設の利活用の促進
- 公共事業における環境保全への配慮

土地利用

町独自の都市計画の見直しにより、引き続き有効な土地利用を推進します。また、今後も中心市街地のみならず、町全体が秩序をもって均衡ある発展を遂げられるよう、住宅地化の調整を行います。

- 町独自の都市計画の見直しなどによる有効な土地利用の推進
- 町全体の均衡ある維持発展へ向けた宅地化の推進及び調整
- 優良農地保全と宅地化の調整
- 市街地地区地籍調査の推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

生活環境

廃棄物や下水の処理を適正・着実にを行うことにより、町民の快適な生活環境を維持します。また、ごみの減量化や資源化等を推進し、環境保全に貢献します。

- 町民全てが安心して生活できる生活環境整備
- ゴミ減量化及び資源化事業の推進
- 公害防止対策の推進
- 墓地の適切な管理の推進
- 高齢者の住環境整備推進
- 下水道の整備、長寿命化
- 土地利用の変化に伴う用水路等のあり方の検討
- 合併処理浄化槽設置事業の推進と維持管理対策の充実
- 地域交通対策の充実と交通費支援対策の推進
- 資源米活用の推進【再掲】

生活の基盤

町民の住環境を確実に確保するため、公営住宅の整備や改善に取り組みます。また、公園や公共施設の維持管理や長寿命化を推進します。

- 公営住宅の整備推進
- 住宅機能向上の支援
- 景観に配慮した住宅建設に対する支援【再掲】
- 高齢者の住環境整備推進【再掲】
- 町全体の均衡ある維持発展へ向けた宅地化の推進及び調整【再掲】
- 将来的な住み替え制度整備の検討
- 町内の公園維持活用と整備の推進
- 既存公共施設の適切な維持管理と長寿命化対策の推進
- 公共施設案内看板の整備

道路

町民生活を支える重要なインフラである道路や橋梁について、町道を中心に整備や改良に取り組み、道道等についても関係機関と連携して対応を検討します。また、冬季は、除雪体制の充実を図ります。

- 道路環境、道路設備の充実と整備促進
- 社会資本整備総合交付金事業の推進
- 町道新設改良の推進
- 道道の整備促進
- 橋梁の整備及び長寿命化事業の推進
- 除雪体制の充実と間口除雪等の推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

地域交通

住み慣れた場所や地域で生きがいを持って生活を維持できるよう、現在実施している各種交通対策を継続するとともに、新たな交通手段の導入可能性も含め、生活の足を確保する方策について総合的に再検討します。

- 地域交通対策の充実と交通費支援対策の推進【再掲】
- 利便性の高い交通手段確保の推進（新たな公共交通システム構築など）
- 道道を含む交通環境対策の検討推進
- バス停留所の環境維持、整備の推進

定住

町の定住促進のため、移住相談ツアーや都市部（東京都内や札幌市内）でのイベント開催を始めとする、東川での暮らしを理解してもらう取組を行います。また、住環境の面では、中間管理住宅制度の導入等により、空き家活用と移住支援の両立を図ります。

- 空き家や民間住宅等の利活用の促進
- 民間賃貸住宅のストック活用と整備
- 定住、Uターン等の促進
- 子育て世代や小さな子どもをもつ世帯に対する移住・定住支援
- 国外を含む地域外からの多様な人材の受入推進
- 移住希望者向け施設の整備活用と体験プログラムの充実
- オリジナル婚姻届等の活用による若者層への定住・移住のアピール推進



【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

5 基本目標5 コミュニティづくり | 対話と参加で共に歩む適疎なまちづくり (施策の目標:地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携・防災・適疎なまちづくりの推進)

東川町は、地域のことを思い、行動する人びとによって支えられ、発展してきました。コミュニティのあり方が変化する中であっても、地域活動の担い手を持続的に確保・支援し、様々な背景を持つ人が官民の垣根を越えて共に考え、対話し、築いていくまちづくりを目指します。

情報発信においては、WEBサイトやアプリも活用しながら町民に必要な情報を素早く、分かりやすく発信すること、町外に広く町の魅力を発信することを目指します。

また、持続可能な行財政運営の確立、行政サービスの質の向上、住民満足度の向上、広域連携による効率的な行政事務の実施等にも着実に取り組むほか、防災、消防、防犯、交通安全等、安全・安心な暮らしを守る基盤的な施策にも継続的に取り組みます。

さらに、様々な社会経済情勢への対応や、新型コロナウイルス感染症の拡大以降の人々の暮らし方や働き方の変容など、時代の変遷に対応する適疎なまちづくりを推進します。

地域コミュニティ

今後も町を構成する5つの自治振興区全てが均衡ある発展を遂げられるよう、「地域活性化プラン」に基づく各地域の振興策を推進するなど、地域自治活動との連携強化と支援を行います。また、文化や世代を超えて様々な人々が共生するコミュニティづくりや、自治活動の重要な担い手である町内会をはじめとする地域団体の持続可能なあり方についても引き続き検討します。

- 地域自治活動との連携強化と支援
- 多文化、多世代が共生する多様なコミュニティづくりの推進
- 自主的な地域活動に対する支援
- 地域における移住者や日本語留学生との交流事業の推進支援
- 町内会加入促進の推進
- 地域コミュニティの担い手確保策の見直し推進

情報発信

新たに整備した「東川町アプリ」も活用しながら、生活・防災情報や町の取組に関する情報を、これまで以上に町民に適時・適切に、分かりやすく伝えます。また、地域おこし協力隊やひがしかわ出身会とも連携しながら、対外的にも東川町の魅力発信に努めます。

- 広報等による情報提供の充実
- Webサイトやアプリ等を活用した情報発信の推進
- 「せんとびゅあ」等公共施設における情報発信機能の充実
- 「写真の町」ひがしかわ株主事業の推進等による関係住民、応援住民の拡大推進
- 地域おこし協力隊の活用による情報発信の推進
- ひがしかわ出身会との連携による情報発信の推進
- 企業などの外部人材等を活用した情報発信の推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

行財政

官民の垣根を超え、町に住むすべての人が、これまで実施してきた取組の意義と成果を踏まえながら、町の魅力や課題、将来について共に考え、行動することは非常に重要です。そのため、町の魅力を再発見し、公共施設見学の機会を提供する「町民バスツアー事業」や、今後のまちづくりについて対話する「タウンミーティング」を実施します。加えて、持続可能な行財政運営の確立、行政サービスの質の向上、住民満足度の向上等にも着実に取り組みます。

- 持続可能な行財政運営の確立
- 自主自立のための財源確保の推進（外資財源、自主財源、特定財源の確保）
- デジタル技術を活用した行政の推進
- 行政サービスの質の向上と住民満足度の向上
- 時代に対応できる職員の養成と適正配置
- 行政事務改善と行政事務効率化の推進
- 公共施設の効率的な運用と利用促進の推進
- 住民との協働によるまちづくりのさらなる推進
- 男女共同参画の推進
- 「写真の町」ひがしかわ株主事業による財源確保と事業推進【再掲】
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用推進
- 人脈とつながりを活かした企業等との連携強化
- 適正、公平な税務行政の推進
- 税収の安定的確保対策の推進

広域連携

目的を共有する周辺自治体や団体などとの広域連携により、行政課題などへの効率的な実施に努めます。

- 広域連合、一部事務組合、上川広域滞納整理機構等との連携強化
- 連携中枢都市圏構想による取り組みの推進
- 上川圏域や北海道、道外他地域と連携した観光事業等の推進
- 課題等を共有する他自治体等との連携
- 民間企業等と連携した取り組みの推進

【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

防災

関係機関、地域、町内事業者、消防等と連携した防災体制を構築するとともに、防災計画の見直しと各種対応マニュアルの策定を推進します。防災、消防、防犯、交通安全、山岳遭難対策等に引き続き確実に取り組みます。

- 防災計画の見直しと対応マニュアル等策定推進
- 防災施設設備の整備推進（拠点避難所等の設備拡充）
- 地域や町内事業者、消防等と連携した防災体制の構築
- 防災や生活情報等のわかりやすい提供と発信
- 関係機関と連携した災害訓練の実施
- 消防、消防団活動の推進、支援
- 防火水槽整備事業の推進
- 山岳遭難対策の推進
- 交通安全教育の推進と啓発
- 交通安全施設整備の推進（国や道等関係機関との連携含む）
- 防犯意識の啓発の推進
- 小中学校の防災設備修繕の推進

適疎なまちづくりの推進

「過疎でも、過密でもなく、疎であることを活かした適疎な町づくり」を継続するため、ゼロカーボンの実現、デザインミュージアム構想やひがしかわ価値創造計画の推進など、新たなまちの価値を創造する総合的な事業を推進します。

- ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みの推進
- デザインミュージアム基本構想策定に向けた取組の実施
- ひがしかわ価値創造計画の推進



【凡例】 ● 方針 ● 体制 ● ソフト ● ハード ● 共に

Ⅲ 計画の進捗管理

Ⅲ 計画の進捗管理

1 タウンミーティングの開催

本計画の進捗を管理し、町民・事業者参加型のまちづくりを進めるため、令和5年度に開始したタウンミーティングを令和6年度以降も毎年開催します。

タウンミーティングでは、本計画に基づく取組の進捗状況を町民・事業者の皆様へ報告するとともに、今後のまちづくりについて対話します。対話を通じて計画の進捗を評価(Check)するとともに、今後の改善策(Action)の検討につなげていきます。

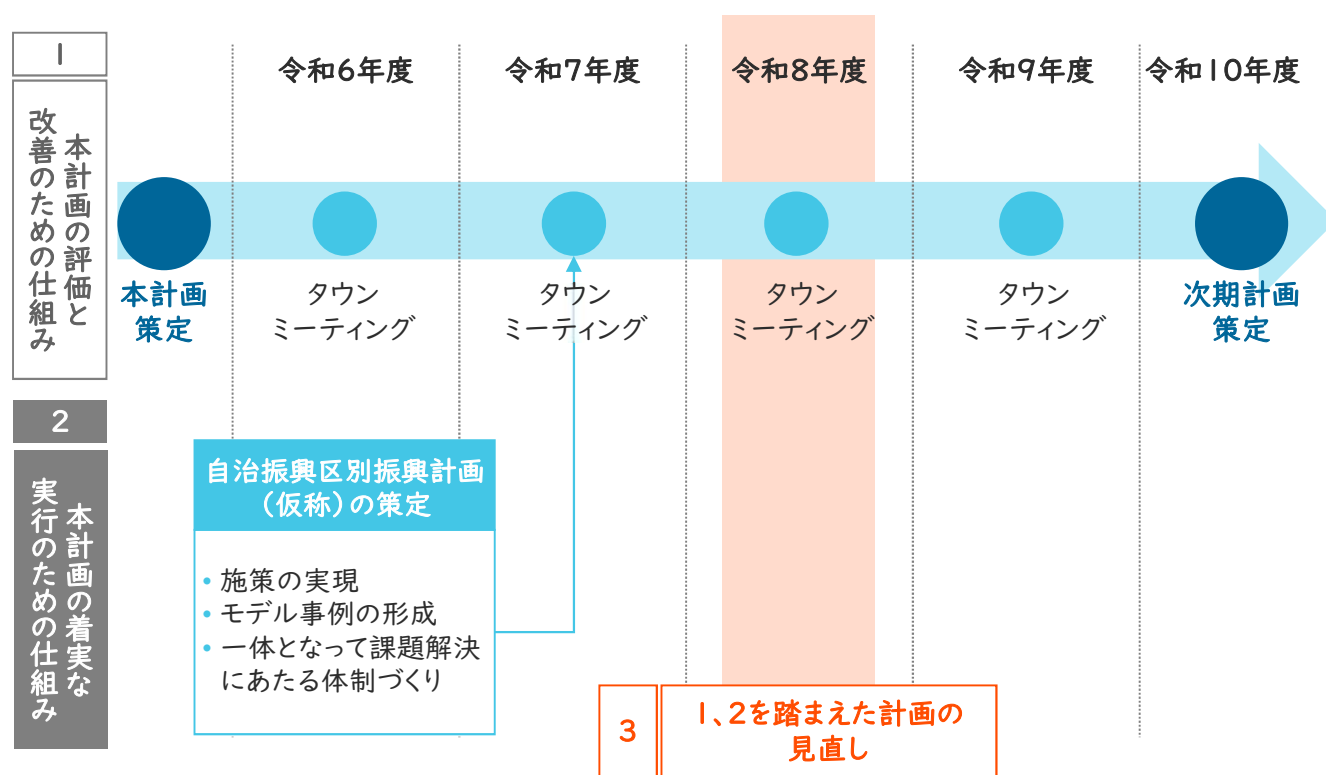
2 自治振興区別振興計画(仮称)の策定

本計画及び地域活性化プラン(両計画の策定において聞き取ったご意見を含む)の内容を踏まえ、令和6年度以降自治振興区別振興計画(仮称)を策定します。

自治振興区別振興計画(仮称)の策定により、本計画及び地域活性化プランで検討した施策を実現すること、他の自治振興区の参考となるようなモデル事例を形成すること、さらには行政と地域が一体となって地域の課題解決に取り組むまちづくりのあり方を実行に移すことを目指します。

3 計画の見直し

1および2の実施結果を反映して、本計画策定から3年目(令和8年度)に本計画の見直しを行います。



3-1 計画の進捗管理方法

資料編

1. 東川町新まちづくり計画策定委員会諮問書

諮問第1号

「東川町新まちづくり計画2024」策定委員会
会長 高島 郁宏 様

「東川町新まちづくり計画2024」について（諮問）

「東川町新まちづくり計画2024」の策定にあたり、次のとおり諮問しますので貴委員会の審議をお願い致します。

記

- 1 諮問事項
「東川町新まちづくり計画2024」の策定について

令和5年8月28日

東川町長 菊地 伸

2. 東川町新まちづくり計画策定委員会答申書

令和6年2月16日

東川町長 菊地 伸 様

「東川町新まちづくり計画2024」策定委員会
会長 高島 郁宏

「東川町新まちづくり計画2024」について(答申)

令和5年8月28日に諮問がありました「東川町新まちづくり計画2024」について、計5回に亘る策定委員会において、今後の町づくりに真摯に向き合い、検討を重ねた結果、別添のとおり策定したので、下記の策定経過を含め答申する。

記

今回の計画を策定するにあたり、昭和39年に制定され、これまでの町づくりの根幹となった「東川町町民憲章」に込められた先人の思いを確認。その上で、昭和60年の「写真の町宣言」、平成26年の「写真文化首都宣言」、令和2年の「共に」宣言、令和4年の「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」について、これまで社会情勢や時代に即した町づくりに取り組んできた経過を共有し、これからの東川町が目指す、町民が主体となる適疎で豊かなまちづくりを進めるための基本方針として「東川町新まちづくり計画2024」を策定した。

本計画の策定にあたっては、町づくりの基盤である地域コミュニティの将来への懸念点について、現状の問題点、今後5年、10年後を見据えた上で生じることが予測される事象を抽出し、町の将来の「最悪のシナリオ」を考えた上で、「最悪のシナリオ」を回避するために何をすべきか、具体的な施策のアイデア出しをグループワーク形式で行う。本計画は、策定委員の白熱した議論を経て、委員の皆様の貴重な意見をまとめたものであり、本計画書に示された言葉一つ一つが、策定委員会の議論から出た生きた言葉となっている。

こうした議論を経て、まちづくりの基本理念を次のとおり定めた。

「大雪山の恵みを受けて、豊かな暮らしを共に育むまちづくり」

この基本理念は、先人が地域を思い築いてきた町づくりに対する敬意を持ち、多様な価値観を持つ人が互いを尊重しながら暮らすことのできる、世界に開かれた適疎な町として、現在の人口と同程度の8千人台の住民数を維持しながら、日常生活において幸福が実感できる、豊かな暮らしを共に育みながらまちづくりに取り組むことにより、地域の特色と多様なつながりにより経済的な豊かさを創出、多様な学びを実現し、人や社会とのつながりの中でいつまでも自分らしく安心して暮らせる環境の形成、自然と共生した美しい景観の保全、多様な価値観を持つ人が共生する活力ある地域コミュニティづくり等、様々な観点から町民生活の質全般を向上させ、町に住む、東川町を愛するすべての人が、東川町の過去と現在、魅力や課題を共有し、将来のまちづくりについて共に考え、対話し、共創することができるまちを目指すものである。

2. 東川町新まちづくり計画策定委員会答申書

基本理念の実現に向け、取り組む基本目標について、基本目標1「人づくり | 人を育む文化と学びによるまちづくり」、基本目標2「人にやさしい暮らしづくり | 幸福(しあわせ)を実感できるまちづくり」、基本目標3「活力ある経済循環づくり | 多様なつながりによる価値共創が生まれるまちづくり」、基本目標4「人と自然が共生する環境づくり | 美しく住みよいまちづくり」、基本目標5「コミュニティづくり | 対話と参加で共に歩む適疎なまちづくり」と定めた。

本計画における5つの目標は相互に関連・連動している。まちづくりを支える「コミュニティづくり」を土壌に、「人づくり」を中心に、「人にやさしい暮らしづくり」、「活力ある経済循環づくり」に取り組むことで、「人と自然が共生する環境づくり」を実現し、この一体的な取り組みが「適疎で豊かな暮らし」を実現するものである。

基本目標の施策について、時代の変遷と共に変化する町づくりに対応することに留意した。基本目標1では、「一人一人が求める成長」を促す、“学び”を新たに追加し、来年で40年を迎える「写真の町」を加え、人、社会などを望ましい姿に変化させ、価値を実現させる活動について、海外の国と共に育む国際共育を追加。基本目標2では、「幸せ」や「豊かさ」を全ての町民に届ける理念である福祉を先頭に、健康を守り保ち、健康の維持や回復、増進を目的とした、保健、医療と整理をしている。基本目標3では、新たに、基幹産業を成長させ、業種や立場の異なる人や団体が交流、協力をして、新たな価値観などを創り出す地方共創を加えた。基本目標4では、地域の移動手段に重きをおいた地域交通と、これまで地域間交流から、定住を推進する内容とした。基本目標5は、今回の策定委員会を通してコミュニティとの関連が強いという意見を踏まえ、本目標に防災を位置づけたほか、東川町が取り組むべき課題について、「ゼロカーボン」の推進や、「デザインミュージアム」構想など、幅広い分野の連携による施策実現に向け「適疎な町づくりの推進」としている。

計画の進捗管理について、多くの策定委員より、計画策定後の進捗管理について、町民・事業者参加型のまちづくりを進めることが求められた。そのため、タウンミーティングなどを毎年開催し、計画の進捗状況の報告と、対話の機会を設けることにより、計画の進捗を評価、今後の改善策の検討につなげる。また、自治振興区内の振興を図ると共に、地域が一体となって課題解決に取り組むことを目指す計画を策定し、官民一体となった取り組みの推進、計画の進捗管理を行うこととしている。

3. 東川町新まちづくり計画策定経過

1 まちづくり計画策定委員会 開催経過

表:まちづくり計画策定委員会 開催日一覧

| 会議名称 | 開催日 |
|----------------------------|---------------|
| 「東川町新まちづくり計画2024」策定委員会 第1回 | 令和5年8月28日(月) |
| 「東川町新まちづくり計画2024」策定委員会 第2回 | 令和5年10月13日(金) |
| 「東川町新まちづくり計画2024」策定委員会 第3回 | 令和5年11月16日(木) |
| 「東川町新まちづくり計画2024」策定委員会 第4回 | 令和5年12月27日(水) |
| 「東川町新まちづくり計画2024」策定委員会 第5回 | 令和6年2月16日(金) |

2 タウンミーティング 開催経過

表:タウンミーティング 開催日一覧

| 会議名称 | 開催日 |
|--|--------------|
| 第1回タウンミーティング(中央自治振興会) | 令和5年7月3日(月) |
| 第2回タウンミーティング(キトウシ自治振興会) | 令和5年7月7日(金) |
| 第3回タウンミーティング(西部自治振興会) | 令和5年8月5日(土) |
| 第4回タウンミーティング(第三自治振興会) | 令和5年8月8日(月) |
| 第5回タウンミーティング(第一自治振興会) | 令和5年8月9日(水) |
| 第6回タウンミーティング (農業協同組合、商工会、観光協会、森林組合) | 令和5年8月11日(金) |
| 第7回タウンミーティング (農業協同組合青年部・女性部、商工会青年部・女性部) | 令和5年8月29日(火) |

3 ひがしかわ価値創造協議会 開催経過

表:ひがしかわ価値創造協議会 開催日一覧

| 会議名称 | 開催日 |
|------------------|---------------|
| ひがしかわ価値創造協議会 第1回 | 令和4年8月17日(水) |
| ひがしかわ価値創造協議会 第2回 | 令和4年10月11日(火) |
| ひがしかわ価値創造協議会 第3回 | 令和4年12月21日(水) |
| ひがしかわ価値創造協議会 第4回 | 令和5年2月9日(金) |
| ひがしかわ価値創造協議会 第5回 | 令和5年2月20日(月) |

3. 東川町新まちづくり計画策定経過

4 地域活性化プラン 関連経過

表：地域活性化プラン関連会合 開催日一覧

| 自治振興会名 | 会議名称 | 開催日 |
|---------------|------------|----------------------|
| 中央 自治振興会 | 意見交換① | 令和4年2月17日 |
| | 意見交換② | 令和4年6月22日 |
| | 意見交換③ | 令和4年10月5日 |
| | 意見交換④ | 令和4年12月14日 |
| 西部 自治振興会 | 意見交換① | 令和4年2月21日 |
| | 意見交換② | 令和4年7月12日 |
| | 意見交換③ | 令和4年9月20日 |
| | 意見交換④ | 令和4年12月12日 |
| 第一 自治振興会 | 意見交換① | 令和4年2月22日 |
| | 意見交換② | 令和4年6月30日 |
| | 意見交換③ | 令和4年9月21日 |
| | 意見交換④ | 令和5年1月11日 |
| キトウシ 自治振興会 | 意見交換① | 令和4年2月25日 |
| | 意見交換② | 令和4年6月23日 |
| | 意見交換③ | 令和4年10月18日 |
| | 意見交換④ | 令和4年12月13日 |
| 第三 自治振興会 | 意見交換① | 令和4年2月4日 令和4年3月4日 |
| | 意見交換② | 令和4年6月17日 |
| | 意見交換③ | 令和4年10月7日 |
| | 意見交換④ | 令和4年12月16日 |
| 全体共有 | コミュニティ推進会議 | 令和4年4月15日 |
| | コミュニティ推進会議 | 令和4年7月21日 |
| | 先進地視察研修 | 令和4年10月26日～28日 |
| | コミュニティ推進会議 | 令和5年1月30日 |

4. 東川町新まちづくり計画策定委員会名簿

1 委員名簿

表:策定委員一覧①

| 部会 | | 策定委員氏名 | 所属 | 役職 |
|----|-----|--------|---------------------|------|
| 一 | 会長 | 高島 郁宏 | 東川町商工会 | 副会長 |
| 総務 | 副会長 | 永江 智明◎ | 住民公募 | 一 |
| 総務 | | 松崎 豊 | 中央自治振興会 | 会長 |
| 総務 | | 松倉 龍秀 | 東川町防犯協会 | 会長 |
| 総務 | | 平戸 繁 | 学校法人北工学園 | 常務理事 |
| 総務 | | 三輪 裕子 | 北海道東川ラトビア交流協会 | 委員 |
| 総務 | | 森田 栄 | 東川町韓国交流協会 | 会長 |
| 総務 | | 菊池 なおみ | 西部自治振興会 | 福祉部長 |
| 総務 | | 永江 竜心 | 東川町社会福祉協議会 | 会長 |
| 総務 | | 林 克政 | 東川消防団 | 団長 |
| 総務 | | 松野 智久 | 父母と先生の会連合会 | 副会長 |
| 総務 | | 小岩 昭市 | 東川町日台交流協会 | 理事 |
| 総務 | | 奥原 真仁 | 住民公募 | 一 |
| 総務 | | 加藤 雄大 | 第一自治振興会 | 副会長 |
| 総務 | | 林 次男 | シニアクラブ連合会 | 会長 |
| 総務 | | 及川 めぐみ | 東川町教育委員会 | 職務代理 |
| 総務 | | 青木 哲也 | 学社連携協議会 | 会長 |
| 総務 | | 宇佐見 昇 | ひがしかわ・ウズベキスタン国際交流協会 | 会員 |
| 総務 | | 東屋 航太郎 | 住民公募 | 一 |
| 総務 | | 丸山 るり子 | 東川町民生委員児童委員協議会 | 委員 |
| 総務 | | 玉野井 龍介 | 東川町交通安全協会 | 副会長 |
| 総務 | | 本山 賢治 | 東川町文化連盟 | 監事 |
| 総務 | | 庄内 東出夫 | 東川町スポーツ協会 | 会長 |
| 総務 | | 中田 浩康○ | ひがしかわ・タイランド国際交流協会 | 事務局長 |
| 総務 | | 森山 絵美 | 住民公募 | 一 |

注:策定委員氏名欄のうち、◎は部会長、○は副部会長を指す。

4. 東川町新まちづくり計画策定委員会名簿

表:策定委員一覧②

| 部会 | | 策定委員氏名 | 所属 | 役職 |
|----|-----|--------|-----------------|------|
| 経済 | 副会長 | 高倉 直樹◎ | 東川町農業協同組合 | 専務理事 |
| 経済 | | 山田 貞治 | 東川町森林組合 | 理事 |
| 経済 | | 平田 そのえ | 東川町商工会女性部 | 女性部長 |
| 経済 | | 竹内 崇 | 一般社団法人ひがしかわ観光協会 | 副理事長 |
| 経済 | | 佐藤 吉英 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 正垣 智弘 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 大城 進 | キトウシ自治振興会 | 副会長 |
| 経済 | | 山下 悟 | 第三自治振興会 | 副会長 |
| 経済 | | 石澤 昌敏 | 写真の町実行委員会企画委員会 | 企画委員 |
| 経済 | | 切岸 智紀 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 畠田 大詩 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 馬場 仁志 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 津谷 千代子 | JAひがしかわ女性部 | 部長 |
| 経済 | | 大橋 政美 | 東和土地改良区 | 理事長 |
| 経済 | | 藤田 裕司 | 東川町建設業協会 | 会員 |
| 経済 | | 木村 俊洋 | 東川町商工会青年部 | 青年部長 |
| 経済 | | 秋葉 政幸 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 新田 由憲 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 梶畑 直敏○ | 東川町農業委員会 | 会長 |
| 経済 | | 古高 良記 | JAひがしかわ青年部 | 部長 |
| 経済 | | 浜辺 啓 | 一般社団法人ひがしかわ観光協会 | 会長 |
| 経済 | | 大泉 壮太郎 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 清水 徹 | 住民公募 | — |
| 経済 | | 関水 朋大 | 住民公募 | — |

注:策定委員氏名欄のうち、◎は部会長、○は副部会長を指す。

5. 東川町新まちづくり計画策定委員会条例

東川町新まちづくり計画策定委員会条例

(設置)

第1条 東川町新まちづくり計画策定に当たって、町長が計画策定に伴う諸事項について諮問するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、東川町新まちづくり計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に基づき、必要な事項について調査審議し、町長に答申し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、概ね50名の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町内の産業、教育、福祉等の機関団体から推薦された者

(2) 学識経験者

(3) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了する日までとする。

(会長、副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会に次の専門部会(以下「部会」という。)を設けることができる。

(1) 総務部会

(2) 経済部会

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会は、会長から付託された専門事項について審議答申する。

4 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

5 各部会に正副部会長各々1名を置き、それぞれの部会に属する委員のうちから互選する。

(会議)

第7条 委員会及び部会は、会長が招集する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年6月24日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月15日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年5月25日から適用する。

別表(第6条関係)

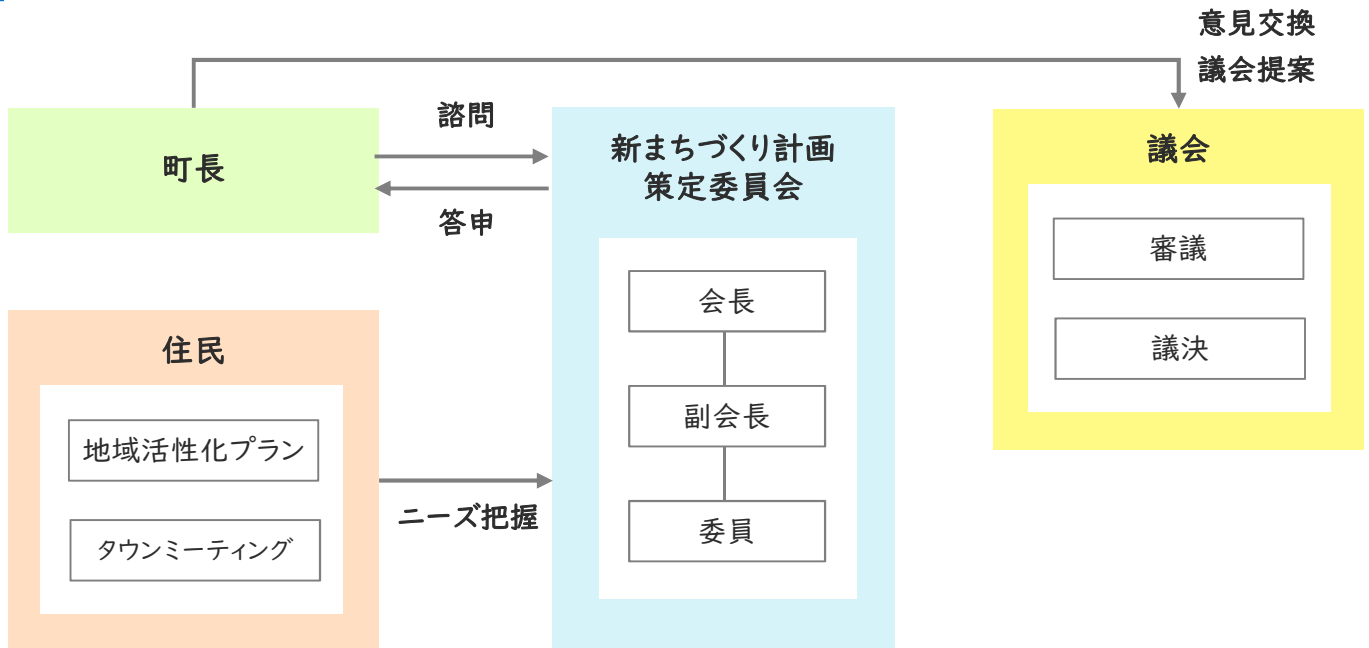
部会担当区分

| 部会区分 | 所掌事項 |
|------|------------------------------------|
| 総務部会 | 行財政、消防防災、交通安全、生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化 |
| 経済部会 | 農業、林業、商工業、観光、労働、開発、都市計画、住宅、道路、橋りょう |

6. 東川町新まちづくり計画策定委員会機構図

- 本計画全体の検討体制は以下の通りです。
- 新まちづくり計画策定委員会は、本計画策定にあたって、町長の諮問に基づき、様々な形で把握された町民のニーズを踏まえながら、必要な事項について調査審議し、町長に答申し、又は意見を具申するものです。
- また、本計画は議会の議決を経て策定されました。

東川町新まちづくり計画2024の検討体制



| 部会区分 | 所掌事項 |
|------|------------------------------------|
| 総務部会 | 行財政、消防防災、交通安全、生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化 |
| 経済部会 | 農業、林業、商工業、観光、労働、開発、都市計画、住宅、道路、橋りょう |

7. 適疎な町推進調査検討会議設置要綱

適疎な町推進調査検討会議設置要綱

(設置)

第1条 東川町が目指す適疎な町づくりの推進を目的に、写真文化首都「写真の町」東川町まちづくり基本条例第17条に規定する総合計画(以下「新まちづくり計画」という。)の策定及び実施の推進、デザインミュージアム基本構想策定に向けた調査の実施並びにカーボンニュートラルの実現に向けた計画策定等を図るため、「適疎な町推進調査検討会議(以下「調査会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 新まちづくり計画の策定に向けた前提条件の整理及び新まちづくり計画策定の推進に関すること。
- (2) デザインミュージアム基本構想策定に向けた、前提条件の整理を目的とした基本調査に関すること。
- (3) カーボンニュートラルの実現に向けた計画の策定に向けた、前提条件の整理を目的とした基本調査に関すること。
- (4) その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 調査会議は、副町長、教育長及び会計管理者、各課長及び各主幹、議会事務局長、農業委員会事務局長並びに教育委員会事務局の課長職にある職員をもって充てる構成する。

2 統括は、市川副町長をもって充てる。

3 副統括は、佐藤副町長及び教育長をもって充てる。

4 統括は、必要があると認めるときは、第二項に掲げる者のほか、構成員を指名することができる。

(統括及び副統括)

第4条 統括は、本部を総括する。

2 副統括は、統括を補佐し、統括に事故があるとき、又は統括が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会議は、必要に応じて統括が招集し、統括がその議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 構成員がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者をもって充てることができる。

2 統括が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(調整部会等)

第7条 統括は、調査会議における検討を円滑にするため、必要に応じてワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第8条 調査会議の事務局は、適疎推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。